中台を跨ぐ日本企業の事業展開と 中台 WTO 加盟の影響

~WTO 加盟で「三通」規制はどう変わるのか~

2002年2月



富士総合研究所

《要旨》

- 1.中国・台湾双方に現地法人をもつ日本企業は少なくとも300社を超え、それらの企業が中国に約1,200社、台湾に約500社の現地法人を設立し、中台を跨ぐ分業体制を構築している。中台双方に設立された子会社の多くが、子会社間の貿易、台湾子会社からの対中投資、台湾子会社による中国子会社の技術支援・工場運営支援などの形で、中台を跨ぐモノ・ヒト・カネの移動に携わっている。しかし、台湾当局は、政治的に対立関係にある中国との経済交流(通航・通商・通信)に対して規制(いわゆる「三通」規制)を課してきた。中台間で分業体制を構築している日本企業にとって、それが中台間のスムーズな生産要素の移動の障害となってきた。
- 2.中国・台湾がそれぞれ 2001 年 12 月、2002 年 1 月にWTOに加盟したことで、台湾当局は「三通」規制の大幅な見直しを進めている。その背景には、WTO加盟により台湾は中国に最恵国待遇を与えなければならなくなったことがある。WTOルールに照らした場合、「三通」規制のうち、第三国・地域の業者経由の中台間貿易義務、中国製品の輸入制限、サービス分野における中国からの直接投資の受け入れ禁止、直接通信の禁止などがWTOルールに抵触していた。
- 3.また、WTO加盟により中国市場の開放、投資環境の整備が進むことなどから、近年台湾企業の対中投資が急増しており、それに伴い、台湾企業が台湾当局に対して「三通」規制の撤廃を今まで以上に強く要請するようになってきた。
- 4.これらを背景に、台湾当局は2000年後半以降、「三通」規制の見直しを本格化させ、2002年2月までに多くの規制を緩和している。 中国企業を直接的な契約相手とする貿易取引の解禁、 中国製品の輸入制限の大幅な緩和、 対中投資禁止業種の削減および審査の簡素化、 オフショア航運センターの機能強化、 中台間の直接金融取引の部分的解禁、中国大陸住民の台湾入境規制の緩和などである。さらに、台湾当局はさらなる規制緩和を検討しており、 中国からのサービス分野における直接投資の部分的解禁、 直接通信の解禁検討などを段階的に進めていく姿勢を示している。
- 5.ただし、WTOルールに違反する規制もまだ残されている。例えば、中国製品の30%が依然として輸入禁止扱いになっている。また、中国から

- のサービス分野における直接投資の解禁も部分的なものにとどまっている。加えて、企業の不満が強い中台間の直航禁止については、WTOルールの対象外であるうえ、台湾当局もその解禁には慎重な姿勢を示しており、解禁の目途がたっていない。
- 6.しかし、上記の一連の規制緩和が行なわれ、台湾当局が段階的ながらも 今後も規制緩和を進めていくとみられることから、中台経済交流の構造 変化が加速するとみられる。これまでの中台経済交流は、「三通」規制の 結果、「間接的(第三国・地域経由)」・「一方的(台湾から中国へのモノ・ ヒト・カネの流れが強い)」・「部分的(ハイテク分野の規制・大規模な対 中投資の規制など)」なものにとどまっていた。しかし、WTO加盟を契 機とする規制緩和により「直接的」・「双方向的」・「全面的」なものへと 変化していくだろう。
- 7.台湾当局による「三通」規制の緩和は、日本企業の中台を跨ぐ事業展開にも影響を与える。第一に、対中輸入規制の緩和により、中国子会社の製造拠点としての機能を強化し、そこから台湾に輸出しやすくなる。逆にいえば、台湾子会社は、日系競合他社などの中国製品との競争に今ま以上にさらされる可能性がある。そうしたなか、台湾子会社は、さらに高付加価値なハイテク製品の製造拠点への転換、研究開発機能の強化、中国子会社への技術・工場運営支援の強化、あるいは、中国進出前の「実験場」として機能の強化などをよりいっそう進めていく必要に迫られるとみられる。
- 8.第二に、対中投資の規制緩和により、ハイテク分野の対中投資が行ないやすくなることから、この分野での台湾子会社による対中投資や、中国における日台合弁事業が円滑化する。これらの形態による対中進出は、中国内部の台湾系企業への販売強化が容易、 台湾企業が中国にもつ販売ネットワークの利用が可能、 台湾人の活用による労務管理・中国各級政府との交渉を円滑化しやすいといったメリットをもっており、すでに100社以上の実績がある。台湾企業の対中進出が加速しているなか、顧客確保のための台湾子会社による対中投資、中国での日台合弁事業は今後も行なわれる可能性が高い。しかも中国での生産品目もより高度化してきている。この状況下、台湾当局のハイテク分野における対中投資規制の緩和は、こうした形態の対中投資を円滑化することになるだろう。その他、中台間直接金融取引規制の緩和は、これまでの第三国・地域の金融機関経由の送金・貿易決済に比べて、コスト削減、時間短縮に繋が

るというメリットを在台湾日系企業にももたらす。

- 9.ただし、在台湾日系企業が強い不満をもっている直航規制については、まだ開放のタイムスケジュールが決まっていない。また、中国子会社の従業員を台湾子会社で研修させる場合、日本での研修に比べて、コストの削減・効率向上が期待できるが、台湾当局の中国大陸籍住民の入境規制が厳しいため、それを行なうことが難しい状況にあり、その状況が当面続く可能性が高い。
- 10.WTOの紛争処理メカニズムによって中台間の通商問題が安定的に解決されるという見通しはまだ立ってない。中国政府がWTOの紛争処理メカニズムを通じた中台間の通商問題の解決に対して慎重な姿勢をみせているためである。こうした限界はあるものの、台湾当局は、国際的な批判や台湾企業による批判を避けるためにも、段階的とはいえ、WTOルールに基づき、対中経済交流政策を見直していくと予想される。当面、WTOの紛争処理メカニズムが使われないとしても、WTOルールに基づいて、中台経済関係が規律化されていくことは、中国・台湾を跨ぐ事業展開を行なっている日本企業にとってもメリットとなるだろう。

富士総合研究所 調査研究部 主事研究員 伊藤 信悟(在台湾)

TEL: +886-2-2586-5000(EXT.877)

FAX: +886-2-2595-6140

E-MAIL: d13228@Mail.tier.org.tw

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 .中台を跨ぐ日本企業の事業展開の拡大 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(1)在台湾日系現地法人による対中投資 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2)在中国・台湾日系現地法人間の貿易取引 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(3)在台湾日系企業による在中国・香港関連会社の従業員の指導・・・	8
(4)在中国子会社との連繋を強める在台湾日系子会社 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(5)「三通」規制に対する日本企業の強い不満 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2.WTO加盟を契機に見直しが進む「三通」規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(1)台湾当局の「三通」規制とは何か ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(2)「三通」規制の特徴とその具体的内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(3)「三通」規制はWTOルール違反か? ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(4)台湾企業からの「三通」規制見直し圧力の高まり ・・・・・・・・・・・	24
(5)「三通」規制の緩和に動き出した台湾当局 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(6)「直接的・双方向的・全面的」中台経済交流の契機 ・・・・・・・・・・	36
3 .「三通」規制緩和が日本企業に与える影響 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(1)対中輸入規制の緩和で広がる日本企業の選択肢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
(2)中国への生産拠点の集約と台湾での事業見直し ・・・・・・・・・・・・	39
(3)在台湾子会社経由や日台合弁による対中投資の円滑化 ・・・・・・・	41
(4)金融取引規制の緩和による送金コストの削減	43
(5)難しい直航・中国子会社従業員の台湾子会社での研修 ・・・・・・・	43
(6)中国製品の流入に対する台湾の防衛策の存在 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
(7)WTO加盟で中台経済関係の安定がどの程度保障されるのか・・	45
巻末資料1 中台WTO加盟の経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
巻末資料 2 経済発展諮問委員会議両岸組のコンセンサス ・・・・・・・・	53
参考資料 ••••••	56

図表 1	国・地域別にみた日本の貿易額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
図表 2	進出国・地域別にみた日本企業の現地法人数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
図表 3	在台湾現地法人を経由した形での日本企業の対中投資の事例	5
図表 4	在台湾日系企業の対中貿易の状況(製造業)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
図表 5	在台湾日系企業の国・地域別輸出額とそのシェア ・・・・・・・・	7
図表 6	在台湾日系企業の国・地域別部品・原料調達額・シェア ・・	7
図表 7	在台湾日系企業の他のアジア地域拠点に対する業務支援状況	8
図表 8	中台間貿易の主要な中継地点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
図表 9	中台間の金融取引(送金・貿易決済)に対する規制 ・・・・・・・	14
図表 10	モノ・カネ・ヒトの移動方向からみた「三通」規制の構造	15
図表 11	台湾の対中貿易額の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
図表 12	業種別にみた対中輸入規制の状況桁) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
図表 13	製品特性別にみた対中輸入規制の構造 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
図表 14	台湾当局の対中投資規制の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
図表 15	主要な「三通」規制とWTOルールとの関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
図表 16	台湾企業の対中直接投資の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
図表 17	中国製品の新規輸入開放品目数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
図表 18	「オフショア航運センター」の機能強化 ・・・・・・・・・・・・・	32
図表 19	中台間の金融取引(送金・貿易決済)に対する規制緩和 ・・	34
図表 20	在台湾日系企業の今後の調達先シフト計画 ・・・・・・・・・・・	38
図表 21	台湾の関税率引き下げスケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
図表 22	中国のガット/WTO加盟関連年表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
図表 23	台湾のガット/WTO加盟関連年表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	50
図表 24	WTO加盟に必要なプロセス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51

はじめに

中国・台湾がそれぞれ 2001 年 12 月、2002 年 1 月にW T O (世界貿易機関)のメンバーとなった。それによって、今後、中国・台湾の市場がさらに開放されることになる。また、日中、日台間の貿易摩擦はW T O の紛争処理メカニズムを通じて処理できるようになる。日本にとって中国・台湾は重要な貿易・投資相手国・地域であるだけに、中台W T O 加盟は日本にとって歓迎すべきことであるといえる。

中台WTO加盟は、日中、日台という二国間・地域関係だけでなく、中国・台湾を跨ぐ日本企業の分業関係にも影響を与える。なぜなら、中台WTO加盟の結果、台湾当局は中国にも最恵国待遇を与え、これまで実施してきた中国に対する差別的な経済交流規制を見直さなければならなくなるためである。そして実際に、台湾当局は「三通」規制という中国との通航・通商・通信の規制の見直しに着手している。

東洋経済新報社の資料によると、2000年 10 月現在、324 社の日本企業が中国・台湾双方に現地法人を設立しており、それらの企業が中国・台湾それぞれに 1,154 社、476 社の現地法人を設立している¹。また、経済部投資業務處・野村総合研究所が在台湾日系企業を対象に行なったアンケート調査では、在台湾日系企業の 63.5%が在中国日系企業に対して生産指導・工場運営・部材供給の面で業務支援を行なっているという結果が出ている²。このように、一部の日本企業は国際的な分業体制の拡大・深化の一環として、中台間で分業体制を構築し、中台を跨ぐモノ・カネ・ヒトの往来を行なっている状況にある。それだけに、台湾当局による「三通」規制の見直しの行方は、日本企業にとっても決して無関係ではない。

しかし、「三通」規制のすべてがWTOルールに違反するわけではない。また、中国政府や台湾当局の対応によっては、WTOルールに違反する「三通」規制が依然として残される可能性もあり、「三通」規制がWTO加盟によりどの程度緩和されるのかは、必ずしも明らかとなっていない。

そこで本稿では、中台のWTO加盟によって台湾の対中経済交流規制がどのように変化するのか、また、それが日本企業にどのような影響を与えるのかを検討していく。

¹ 東洋経済新報社『海外進出企業総覧 2001《会社別編》』2001年。

² 台湾経済部投資業務處・野村総合研究所台北支店『台湾投資通信』Vol.61、2000 年 9 月。

第1章では、日本企業からみた中国・台湾の貿易・投資相手国・地域としての重要性を概観した後、中台を跨ぐ日本企業の事業展開の現状を整理する。続いて、第2章で、台湾当局の対中経済交流規制の現状を整理した後、WTOルールに照らして「三通」規制のうち、どの規制がWTOルールに違反するのかを検討する。そのうえで、現在進められている台湾当局の対中経済交流規制見直しの動きを整理・展望する。それを受けて、第3章では、「三通」規制の見直しが日本企業の中台を跨ぐ事業展開にいかなる影響を与えるのかについて、先行的な動きを踏まえて考察する。

日本企業にとって、中国・台湾は重要な貿易・投資相手国・地域である。 中国は日本の第2位の貿易相手であり、台湾は日本の第4位の貿易相手である(図表1、2001年)。また、日本企業の国・地域別の現地法人数をみても、 中国は第2位、台湾は第7位で、ともに日本企業の重要な進出先となっている(図表2、2000年10月現在)。

200 (単位:億米ドル)

									** * * * * * * * * * * * * * * * * *
順		輸出	H H	輸入			貿易総額		
			1						
位	国・	地域	金額	国・	地域	金額	国・	地域	金額
1	米	国	1,217	米	国	634	米	玉	1,851
2	中	国	311	中	国	581	中	国	892
3	韓	国	254	韓	国	173	韓	玉	427
4	台	湾	243	イント	゛ネシア	149	台	湾	385
5	香	港	234	オース	トラリア	144	ド~	イツ	281
6	7	イツ	157	台	湾	142	香	港	248

(注) 1米ドル=121円で換算。

(資料)財務省ホームページにより作成。

\$O

(単位:社、%)

				· · · · ·
順位	国・地域名	2000 年 現地法人数	シェア	1995 年 対比増減率
1	米国	3,569	19.2	4.9
2	中国	2,498	13.4	66.3
3	タイ	1,306	7.0	22.6
4	シンガポール	1,108	6.0	10.7
5	香港	1,091	5.9	0.4
6	英国	890	4.8	5.3
7	台湾	870	4.7	6.9
8	マレーシア	863	4.6	18.4
9	インドネシア	667	3.6	32.1
10	ドイツ	605	3.3	5.0
	全世界計	18,579	100.0	9.2

(注)調査時点は、原則として 2000 年 10 月。日本企業あるいは日系現地法人の出資比率(2 社以上の合弁の場合はその合計)が 10%を超えるもののみを対象としている。

(資料)東洋経済新報社『海外進出企業総覧 2001《国別編》』 11 頁。

日本と中国・台湾との経済関係は、こうした日中、日台という貿易・投資関係にはとどまらない。少なからぬ日本企業が、中台双方に設立した子会社などを通じて、中国・台湾間で貿易・投資を行なっている状況にある。

現在、多くの日本企業が中国・台湾双方に現地法人を設立している。大企業を中心とした東洋経済新報社の調査では、2000年10月現在、324社の日本企業が中国・台湾双方に現地法人を設立しており、それらの企業が中国に1,154の現地法人、台湾に476の現地法人をもっていることが確認されている。また、現地法人という形態ではなく、委託加工の形で中国に生産拠点を設けている日本企業も多い。それも含めれば、中台双方に子会社や関係工場をもっている日本企業の数はさらに増えることは間違いない。

中国・台湾双方に子会社や関係工場をもつ日本企業は、どのような形で台 湾海峡を跨ぐビジネスを展開しているのか。現状、日本企業の中台を跨ぐ事 業展開に関する包括的なデータはない。そのため、各種アンケート調査に基 づき、その一端をみていきたい。

第一に、日本の親会社からではなく、台湾現法が中国現法を設立するという動きがみられる。

大企業を中心とする東洋経済新報社の調査では、1999 年 10 月時点で、少なくとも 17 社の日本企業が 18 社の在台湾現地法人を経由させ、17 社の在中国現地法人を設立させていることが確認されている(図表3)。

しかし、実際にはこれよりも多くの事例がある。現に、中小企業についても広くカバーしている財団法人交流協会の『1998 年在台日系企業活動実態調査』(アンケート調査)では、在台湾日系企業のうち、製造業で70社の企業(有効回答数に占める割合は17.9%) 非製造業で28社の企業(同7.1%)が、対中投資を行なっている(調査時点は1998年)4。東洋経済新報社の調査と比べて、財団法人交流協会の同調査が比較的規模の小さい企業も多く含んでいるとみられることから判断して、主として中小企業が台湾経由で対中投資をしているケースが多いものと推察される。

³ 東洋経済新報社『海外進出企業総覧 2001《会社別編》』2001年。

⁴ 財団法人交流協会『1998 年在台日系企業活動実態調査』1999 年 3 月、23 頁。ただし、同調査の場合、東洋経済新報社の調査とは異なり、企業名までは明らかにされていない。

企業名	台湾	現法	中国現法		
止未行	進出時期	出資比率	進出時期	出資比率	進出先
リケン(1)	操 69.5	50%	設 90.	100%	福建
ユニシアジェックス(1)	操 75.7	55%	設 92.8	35%	上海
東洋インキ製造(1)	操 63.5	100%	設 92.12	70%	広東
日本電池(1)	参 86.12	80%	操 93.4	100%	天津
マブチモーター(1)	操 70.1	76.2%	操 94.7	30%	江蘇
"	操 80.1	69%	操 94.7	30%	"
鬼怒川ゴム工業(1)	操 71.11	83.3%	操 94.8	52%	天津
T D K (1)	操 69.2	80.94%	操 94.9	60%	福建
山本電気(1)	設 78.9	45.72%	設 94.10	-	上海
川島織物(1)	参 87.12	33.68%	操 95.	-	上海
東芝(1)	設 79.7	香港経由	操 95.4	50%	福建
日本合成ゴム(1)	設 83.3	30%	設 96	60%	天津
ニフコ ⁽²⁾	操 83.5	45%	設 96.3	40%	上海
松下電器産業(2)	設 62.10	58.7%	設 96.4	100%	福建
日東電工 ⁽²⁾	設 69.12	100%	設 97.4	60%	福建
ケーヒン ⁽²⁾	操 83.4	51%	設 97.4	20%	江蘇
オイレス工業(2)	設 88.3	55%	設 98.10	100%	上海
ニューロング(2)	参 96.12	90%	操 99.1	20%	上海

⁽注)日本企業の出資または現法経由の出資が 10%未満のものは除いた。進出時期は、設 = 設立、操 = 操業、参 = 資本参加、買 = 買収。「台湾現法」欄の「出資比率」は、日本企業の出資比率。「中国現法」欄の「出資比率」は経由させた台湾現法の出資比率。なお、出資比率は調査時期時点のものであり、現在の出資比率とは異なる。

これらの日本企業が直接日本の親会社からではなく、在台湾現地法人経由で対中投資を行なった主な理由は、台湾内の生産コストが上昇し、台湾子会社の顧客が中国に進出したことを受けて、顧客を確保するために、台湾子会社が中国に投資をしたためである⁵。

なお、台湾子会社を経由した対中投資で得られる付随的なメリットとしては、中国と言語的・文化的に近い台湾子会社の従業員・経営者を活用することで、中国での労務管理や政府との折衝にかかるコストを軽減することがで

5

⁽資料)(1)東洋経済新報社『中国・香港・台湾進出企業総覧'97』1996 年 10 月(調査時点は原則 1995 年 10 月、1996 年 8 月までの情報を一部補足) p.p.46-47、(2)同『海外進出企業総覧 2000《会社別編》』2000 年(調査時点は1999 年 10 月時点)。

⁵ 総合電気機器メーカーの台湾子会社による対中投資の事例については、佐藤幸人「多層經濟 發展中的日本・台灣及中國大陸之間的投資關係:事例研究」(行政院大陸委員會・中華經濟研 究院『民國 84/85 年兩岸經濟情勢分析』1997年6月、225~229頁)。

きるというメリットがある6。

在台湾子会社からの対中投資に加えて、在台湾日系企業と在中国日系企業の間で貿易も行なわれている。

上記の財団法人交流協会のアンケート調査によると、中国・香港を主要輸出先とする在台湾日系企業は、有効回答社数全体(392社)の25.5%に達している(図表4)。とりわけ、系列会社への原料・部品・生産設備の供給を目的とした輸出が多い(同18.1%)。なお、在中国・香港系列企業から原材料・部品を調達している在台湾日系企業は比較的少なく、有効回答社数全体の8.2%となっている。

形態	回答社数	シェア
中国・香港を主要輸出先とする在台湾日系企業	100 社	25.5%
在中国・香港系列企業へ原料・部品・生産設備を供給して	71 社	18.1%
いる在台湾日系企業		
在中国・香港系列企業から原材料・部品を調達している在	32 社	8.2%
台湾日系企業		

⁽注)「シェア」は有効回答数392社に占める割合。

(資料)財団法人交流協会『1998 年在台日系企業活動実態調査』1999 年 3 月、18 頁、24~ 25 頁。

財団法人交流協会調査では、在台湾日系企業の国・地域別貿易額は調査対象に含まれていない。この点をカバーしている在台湾日系企業(日本企業・個人が出資している企業という定義)603 社を対象とした経済部投資審議委員会のアンケート調査では、在台湾日系企業の輸出相手国・地域別の輸出額(1999年)をみると、日本向けが圧倒的に多く、45.7 億米ドルとなっているが(在台湾日系企業の輸出総額の53.3%) それに次いで中国・香港向けが多く、12.9 億米ドル(同15.0%)に達している(図表5)7。とりわけ積極的に中国・香港に輸出している業種は、電気電子機器製造業と機械・計器

^{6 2000} 年 10 月、日系化学品メーカーの台湾子会社が上海に設立した孫会社へのインタビュー。 2000 年 11 月、日系自動車部品メーカーの台湾子会社が厦門に設立した孫会社へのインタビューによる。

⁷ 經濟部投資審議委員會『僑外投資事業營運状況調査及對我國經濟發展貢獻(民國八十八年)』 2001年12月、316~320頁。

製造業で、これらの2業種による中国・香港向け輸出額は、在台湾日系企業の中国・香港向け輸出総額の55.8%を占めている。

他方、在台湾日系企業による中国・香港からの部品・原料の輸入額の規模は小さく、2.7 億米ドルにとどまっている(1999 年、図表 6)。在台湾日系企業の部品・原料の輸入総額に占めるシェアも4.4%にすぎない8。

1999

(単位:億米ドル、%)

輸出先	金額	シェア
日本	45.7	53.3
中国・香港	12.9	15.0
米国	8.9	10.4
東南アジア	6.7	7.9
欧州	6.1	7.1
その他アジア	2.8	3.3
カナダ	0.4	0.4
中南米	0.4	0.5
その他	1.8	2.1
輸出合計	85.7	100.0

(資料)經濟部投資審議委員會『僑外投資事業營運状況調査及對我國經濟發展貢獻(民國八十 八年)』2001年12月、316~320頁。

(1999)

(単位:億米ドル、%)

	(+12.	
	金額	シェア
日本	41.6	68.0
欧州	5.9	9.7
その他アジア	5.4	8.8
米国	4.2	6.8
中国・香港	2.7	4.4
中南米	0.2	0.3
カナダ	0.1	0.2
その他	1.2	1.9
全体	61.2	100.0

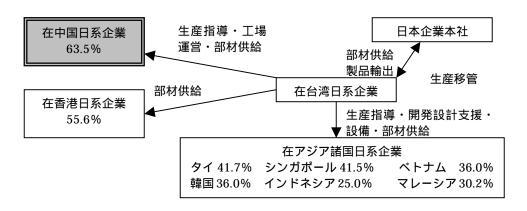
(資料)図表5と同じ(63頁)。

8 なお、中国・香港からの部品・原料の輸入額が多いのは、電気電子機器製造業と化学品製造業で、在台湾日系企業の中国・香港からの部品・原料輸入額全体の 68.1%を占めている。在台湾日系企業の機械設備の国・地域別輸入額は、不明。

以上の二つのアンケート調査から、 中台を跨ぐ日本企業の貿易は子会社 間貿易が主体となっていること、 在台湾日系企業による中国・香港からの 輸入規模はまだ小さいものの、中国・香港向けの輸出規模は、日本向けに次 ぐ規模になっており、 台湾子会社から中国子会社への部材供給を中心とす る分業関係が形成されていることが窺える。

その他、在台湾日系企業のなかには、在中国の関連会社にスタッフを派遣し、生産・技術面での指導や協力を行なっている企業もある。この点について調査した上記財団法人交流協会の調査では、在台湾日系企業(製造業)のうち、16.1%がこうした機能を果たしている⁹。

このように、台湾に進出している日本企業のうち、多くの企業が何らかの形で、中国との間で貿易・投資・人材育成に関わっている。在台湾日系企業のアジア地域拠点への業務支援状況について調査を行なっている経済部投資業務處・野村総合研究所台北支店の調査でも、在台湾日系企業(有効回答企業数 157 社)のうち、63.5%の企業が在中国日系企業に対して生産指導、工場運営の支援、部材供給といった面で、業務支援を行なっているという結果が出ている(調査時点は 2000 年 5 月、図表 7)。



(資料)経済部投資業務處·野村総合研究所台北支店『台湾投資通信』Vol.61、2000年9月。

8

_

⁹ 財団法人交流協会『1998 年在台日系企業活動実態調査』1999 年 3 月、26 頁。

より具体的には、親会社あるいは自らが中国に拠点をもつ在台湾日系企業 104 社のうち、36.5%が生産指導面で、32.7%がマーケティング面で、31.7%が部材調達面で、16.3%が開発・設計面で中国の拠点をサポートしているとの回答が得られている(複数回答) 10 。

このように、少なからぬ日本企業が中国・台湾間で分業関係を構築しているが、そのさらなる推進の阻害要因になっているのが、台湾当局の対中経済交流規制である。次章で詳しくみるように、台湾当局は、中国との直接的な通商・通航・通信(いわゆる「三通」)に対して厳しい制限を課してきたが、これが、多くの日本企業の不満の種となっている。

「三通」規制が在台湾日系企業の業務に与えている影響について調査した上述経済部投資業務處・野村総合研究所台北支店の調査によると、2000年5月時点で、在台湾日系企業(有効回答数 150 社)の 38.6%が、「三通」規制によって事業に何らかの支障を来たしていると回答している。親会社あるいは自らが中国にも拠点をもつ在台湾日系企業(104 社)の場合、その割合は、48.1%に上っている11。

2001 年 12 月 11 日に、中国はWTOのメンバーとなった。また、台湾も 2002 年元旦に同じくWTOのメンバーとなった¹²。その結果、台湾当局は、原則として、他のWTOメンバーと同様に、中国に対しても最恵国待遇を与えなければならなくなった。それはすなわち、中国を差別的に取り扱う「三通」規制の見直しが必要であることを意味している。

しかし、「三通」規制のすべてがWTOルールに違反するわけではない。また、WTOルールに抵触する「三通」規制であっても、それが緩和されるかは必ずしも明らかではない。実際、次章以降でみるように、台湾当局はWTO加盟後、「三通」規制の見直し作業を加速させているが、一気にそれを行な

¹⁰ 台湾経済部投資業務處・野村総合研究所『「在台日本企業の事業活動に関わるアンケート調査」集計結果』2000年7月、7頁。

¹¹ 台湾経済部投資業務處・野村総合研究所『「在台日本企業の事業活動に関わるアンケート調査」集計結果』2000年7月、12頁。

^{12 「}台湾・澎湖・金門・馬祖独立関税地域」という名義での加盟。なお、中国・台湾のWTO加盟の経緯については巻末資料1を参照のこと。

うのではなく、段階的に規制を見直すという方針を打ち出している。

また、その規制に対して中国側や他のWTOメンバーがWTOルール違反であると異議を唱え、WTOの紛争処理メカニズムを通じて、規制の撤廃を求めなければ、その規制は残ることになる。

しかし、中国政府はWTOのメカニズムを通じて中台間の経済貿易事務を処理するかどうかについては、まだ明確な方針を打ち出していない。銭其琛副首相の 2002 年 1 月 24 日の談話では、「両岸(中国大陸と台湾の意)WTO加盟は両岸経済関係のさらなる発展の新たな契機となる」と提起する一方で、「両岸経済関係に関する議題は、完全に両岸の間で処理できなければならない」と述べており、WTOのメカニズムを利用して台湾の「三通」規制を撤廃させるということに対しては消極的な姿勢を示している¹³。中国政府は中国大陸と台湾はともに「一つの中国」の一部であり、両者の間の問題は「国内関係」であると認識しているため、中台間の経済問題をWTOという「国際」機関を通じて解決することを望んでいないためである。

では、多くの日本企業が不満をもっている「三通」規制は具体的にどのように変化していくのか。また、「三通」規制の見直しの結果、日本企業の中台を跨ぐ事業展開にはどのような影響がもたらされるのか。次章以降で、これらの点を検討していく。

_

¹³ 行政院大陸委員会『新聞稿』2002年2月6日、0003號。

まず簡単に、台湾当局の「三通」規制を概観しておこう。

「三通」規制とは、中国と台湾間の「通商」・「通航」・「通信」に対して台湾当局が課している規制を指す。

台湾当局は、1979年元旦の中国側の「三通」実現の呼びかけに対して、「三不」政策、すなわち「接触せず、対話せず、妥協せず」という方針の下、敵対する中国との経済交流を全面的に禁止してきた。しかし、1980年代半ば頃からの台湾における賃金・地価の高騰や台湾ドル高、また、中国の改革・開放の進展を背景に、台湾企業が規制に反して中国との貿易・投資を本格化させはじめたこと、中台間の政治対立がやや緩和する方向に向かったことなどから、台湾当局は企業の動きを追認する形で 1980年代後半から徐々に「三通」規制を緩和してきた14。

ただし、台湾当局は、基本的に「三通」規制の緩和に対して慎重な姿勢を 維持してきた。その理由は、次のとおりである。

第一に、対中経済依存度が高まった場合、それをテコに中国政府が台湾側に対して、統一攻勢を強めるのではないかとの懸念を台湾当局が抱いてきた ためである。

第二に、台湾企業の対中投資が加速したり、安価な中国製品が大量に台湾に流入したりした場合、台湾がいわゆる「産業空洞化」に陥るのではないかと、台湾当局が警戒してきたためである。

第三に、統一問題をめぐる政治対立が原因で、双方の公的な接触が難しく、また、中台間で投資保護協定が結ばれていないことなどから、台湾当局が中国に進出した台湾企業を十分に保護できないという問題点があるためである。こうした理由から、台湾当局は、中国との経済交流拡大に対して慎重な姿勢を続けてきた。

11

^{14 「}三通」規制の緩和の経緯については、劉進慶「中台両岸の政策面からみた経済交流」(財団法人国際貿易投資研究所『近年の両岸情勢 - 中国・台湾経済関係の現状と課題 - 』2000 年、85~98 頁)伊藤信悟「台湾の対中経済関係の行方 - 90 年代の新たな変化と将来展望 - 」(富士総合研究所『調査・研究資料』1996 年 2 月) 16~25 頁などを参照。

そのため、台湾当局は「間接的」・「一方的」・「部分的」な形でしか、対中経済交流を認めてこなかった。WTO加盟に向けた政策調整を台湾当局が本格化させる前、すなわち 2001 年 6 月末時点の「三通」規制の具体的内容は以下のとおりである。

台湾当局は、中国との経済取引に関して、原則として第三国・地域を経由 させることを要求してきた(「間接的」交流義務)。

(a)貿易

中国との貿易に際しては、第三国・地域で設立・登記されている業者を経由させることが義務づけられてきた。

(b)海運・空運

海運についても、交通部の許可なくして直航できない¹⁵。例外として、「小三通」¹⁶、「オフショア航運センター(境外航運中心)」¹⁷といった一部直航を認める措置も実施されているが、その利便性は高くない。そのため、香港、石垣島、釜山などが中台間の海運の経由地として利用されてきた(図表 8)。空運についても、直航が禁止されている。1995 年 5 月に「台湾地区と大陸地区の民間航空機間接連続輸送許可弁法」¹⁸が公布され、同一機が経由地で便名を変えるだけで、中台間を運行できるようになっているが、依然として直航は禁止されている状況に変わりはない¹⁹。そのため、一般に中台間を飛

^{15 「}臺灣地區與大陸地區人民關係條例」。

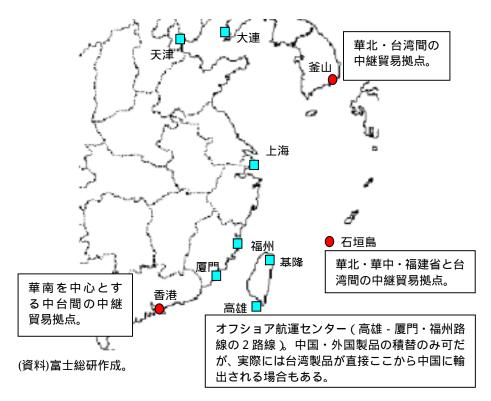
^{16 「}小三通」とは台湾離島部の金門島と中国福建省の厦門間、同じく台湾離島部の馬祖島と中国福建省の馬尾間の直接交流を指し、直航、直接貿易などが行なわれている(2001年1月解禁)。ただし、金門・馬祖島を経由して、台湾本島や澎湖諸島にヒト・モノを運ぶことは禁止されている。そのため、「小三通」は中台直接交流の主たる窓口にはなりえない状況にある。なお、「小三通」の根拠法は、2000年4月に公布・施行された「離島建設条例」第18条、および、それに基づき制定された「試辦金門馬祖與大陸地區通航實施辦法」である。

^{17 「}オフショア航運センター」とは、トランスシップメント(台湾での付加価値が 35%以下となる簡単な包装・分類・積み替え)に限り、中台間の直接貨物輸送を例外的に認める台湾の港を指す。1995 年 5 月に行政院は「境外航運中心設置作業辦法」を採択して、高雄港を「オフショア航運センター」に指定し、高雄港と中国福建省の厦門、福州を結ぶ二つの直航航路の開設を認めた(97 年 4 月より実際に稼動)。ただし、この直航航路を経由して運んだ中国製品を高雄港で通関したり、台湾製品をこの直航航路に乗せて中国に直接輸送したりすることは禁止されてきたため、台湾産業界から規制緩和によるオフショア航運センターの機能拡大が求められてきた。

^{18 「}臺灣地區與大陸地區民謡航空運輸業間接聯運許可辦法」。

^{19 「}臺灣地區與大陸地區人民關係條例」。

行機で移動する場合、香港、マカオ、東京などが経由地として利用されている。



(c)対中投資

対中直接投資の場合も、小額投資を除き、第三国・地域に設立した子会社 経由で投資することが義務づけられてきた²⁰。そのため、タックスヘイブン としての機能をもつ香港、英領バージンアイランド、ケイマン諸島などが経 由地として利用されてきた。

(d)通信

通信についても、中台間で直接通信回線を引くことが禁止されている21。

²⁰「對大陸地區從事間接投資或技術合作管理辦法」(90年10月公布、93年3月には「在大陸地區從事投資或技術合作管理辦法」に改正)により台湾企業の対中投資が正式に認められて以来、第三国・地域経由での投資が義務づけられてきた。なお、1件あたりの投資額が100万米ドル以下の場合は、第三国・地域の子会社を経由させなくてもよいが、やはり第三国・地域の銀行を経由させなければならないという規制が課されてきた。

^{21 「}開放臺灣地區與大陸地區民眾間接通話(報)實施辦法」。

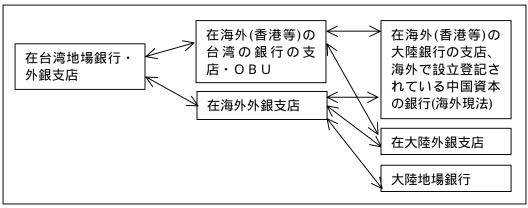
そのため、中台間の通信は、直接ケーブルが結ばれていないため、台湾と香港・日本・シンガポール間の通信ケーブルを経由する形で行なわれている。

(e)金融取引

金融取引の場合も、間接的な中台間取引が義務化されてきた。

例えば、「台湾地區與大陸地區金融業務往来許可辦法(93年4月公布、2001年6月改正時まで)では、台湾地区の銀行(台湾地場銀行、外国銀行の在台北支店)が、中国大陸地区の銀行(大陸地場銀行、外国銀行の在大陸支店を含む)大陸の銀行の海外支店、および、海外に設立されている中国資本銀行(現地法人)との間で直接送金取引を行なうことが禁止されてきた。

台湾地区の銀行が大陸との間で取引を行なう場合には、台湾の銀行の海外支店、あるいは、オフショア・バンキング・ユニット(OBU、「国際業務分行」)²²が、台湾財政部の許可を受けて、 外国銀行の在大陸支店、 大陸銀行の海外支店、 海外で設立登記がなされている中国資本の銀行を経由させて行なわなければならないとされてきた(図表9)²³。



(資料)桑田良望『外資系企業に対する中国の外貨管理 - 2001 年版 - 』富士総合研究所、2001 年5月、130頁。財政部『新聞稿 - 臺灣地區與大陸地區金融往來許可辦法修正』2001 年5月30日に基づき作成。

²² 台湾の外為条例、金利管理条例、銀行法、中央銀行法などの制限を受けないほか、税制面での優遇措置が受けられるオフショア市場での取引に従事できる支店を指す。現在、台湾地場銀行、外銀台湾支店の大部分がオフショア・バンキング・ユニットの設立を許可されている。 ²³ 桑田良望『外資系企業に対する中国の外貨管理 - 2001 年版 - 』富士総合研究所、2001 年5月、129~130 頁。財政部『新聞稿 - 臺灣地區與大陸地區金融往來許可辦法修正』2001 年5月 30 日。

二つめの「三通」規制の特徴は、「台湾から中国へ」というモノ・カネ・ヒトの流れに対する規制よりも、「中国から台湾へ」というモノ・カネ・ヒトの流れに対する規制の方が厳しいという特徴である(図表 10)。

貿易については、台湾の対中輸出は、軍用品・軍事転換可能な製品を除けば、基本的に規制されてこなかったのに対して、台湾の対中輸入については、約45%の製品が輸入禁止扱いとされてきた。

\$O

200\$

	「台湾 中国」	「中国 台湾」
貿易	ごく一部の製品を除いて、製品別	中国製品の約 45%は輸入禁止。
	の規制なし。	《輸入禁止物資》
	・例外は軍用品・軍事転換可能な製	・ハイテク製品、高付加価値製品
	品など。	・台湾製品と競合する製品
		(繊維・靴・家電・農産物・加工食
		品など)
		《輸入許可物資》
		・台湾で競争力を失った労働集約型
		製品(雑貨類など)
		・台湾では希少な物資(鉱物資源等)
投資	規制あり(「戒急用忍」、図表3)	原則禁止。
	・ハイテク産業	・中国住民・法人・団体の持ち株比率
	・インフラ産業 土地共れ窓	が 20%を超える企業、中国のこれ
	・大規模投資 なこは赤血	らの者が主たる影響力をもつ企業
	・金融機関の投資 丿	の対台湾投資は禁止。
	ただし、相対的に緩やか。	
入境	公務員の訪中に対する規制は厳し	技術者・学術交流・関係団体間の
	いが、比較的規制は緩やか。	交流、親族訪問にほぼ限定。運用
		も厳しい。観光は未解禁。
		居住者・定住者数にも制限あり。

(資料)「臺灣地區與大陸地區人民關係條例」、「臺灣地區與大陸地區貿易許可辦法」、経済部投 資審議委員会ホームページなどにより、富士総合研究所作成。

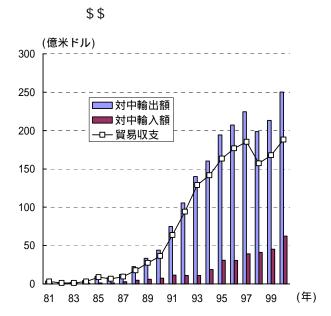
投資についても、台湾企業の対中投資に対する規制が比較的緩やかなのに対して、中国企業の対台湾投資は禁止されてきた。具体的には、中国住民・法人・団体の持ち株比率が20%を超える企業、あるいは、この基準以下であっても、中国の住民・法人・団体が主たる影響力を行使している企業の場合、

台湾当局はこの企業の対台湾投資を禁止してきた24。

人的往来に関しても、台湾住民の中国訪問は、高級公務員を除けば、規制が比較的緩やかなのに対して、中国大陸住民の台湾訪問は厳しく規制されてきた。親族訪問などの人道的理由によるもの、学術交流目的、高級技術者の短期就業、関係民間団体の交流などは認められてきたが、その運用は厳しいものであった。また、観光目的の台湾訪問も長らく禁止されてきた。

このような規制が敷かれていることが主たる理由で、中台経済交流は「台湾から中国へ」という一方的なものになっている。

実際、台湾の対中貿易収支は、一貫して台湾の大幅な出超である²⁵ (図表 11)



(注)台湾行政院大陸委員会の推計値。

(資料)行政院大陸委員会『兩岸經濟統計月報』2001年1月号により作成。

また、投資についても、中国の対台湾投資がゼロであるのに対して、台湾企業の対中投資は、台湾側の統計で198.9 億米ドル(91~2001年の累計)%、

^{24 「}臺灣地區與大陸地區人民關係條例」。

²⁵ 台湾行政院大陸委員会の推計値(行政院大陸委員会『兩岸經濟統計月報』2001年1月号)。

²⁶ 台湾経済部投資審議委員会の認可額(同委員会ホームページ)。

中国側の統計で 281.3 億ドル(79年~2001年9月の累計、実行ベース)²⁷に達している。人的往来の面でも、台湾住民の対中訪問者数が 2000年で延べ約 51万人なのに対して、中国大陸住民の対台湾訪問者数は同 12万人弱にとどまっている²⁸。

「三通」規制の三つめの特徴は、製品別・業種別に台湾当局が中台経済交流に制限を加えてきたという点である。選別の主たる基準は、安全保障上の理由、あるいは、「産業空洞化」防止という産業政策上の理由である。こうした傾向は、対中輸入規制、対中投資規制に端的に現れている。

対中輸入規制については、国際貿易商品標準分類(HS分類)に相当する C.C.C.10 桁でみた総税目数のうち、約 45%の製品が輸入禁止扱いとされて きた(図表 12) 業種別にみてみると、農産物、調製食品、紡織品、靴・帽子・雨傘、卑金属、車両・航空機といった分野の輸入規制が厳しい。

また、製品特性別にみてみると、ハイテク製品、高付加価値製品、台湾製品と競合する製品(繊維・靴・家電・農産物・加工食品など)が、輸入禁止扱いとされている(図表 13)。他方で、台湾で競争力を失った労働集約型製品(雑貨類など)、台湾では希少な物資(鉱物資源など)の場合は、中国製品に対する輸入はすでに解禁されている²⁹。

²⁷ 中国対外貿易経済合作部の統計(実行額、行政院大陸委員會『兩岸經濟交流統計速報九十年十月份』2001年12月)。ただし、実際には、香港やシンガポール、英領バージンアイランド、ケイマン諸島といったタックス・ヘイブン経由の投資が盛んに行なわれてきたため、この金額よりも台湾の対中投資はさらに多いものと推察される。

²⁸ 行政院大陸委員會『兩岸經濟統計月報』2001年1月号。

²⁹ なお、台湾製品と中国製品の輸出競争力比較は、伊藤信悟「中台のWTO加盟による中台経済交流の構造変化」(財団法人外国為替貿易研究会『国際金融』第 1060 号、2001 年 2 月 15日、57頁)を参照。

\$2 (C.C.C.\$0 2000

(単位:税目、%)

)

品目	関税番号	禁止	条件付許可	許可	合計
動物産品	1 ~ 5	644 (86.9)	4 (0.5)	93 (12.6)	741 (100.0)
植物産品	6 ~ 14	419 (62.8)	22 (3.3)	226 (33.9)	667 (100.0)
油脂	15	66 (89.2)	1 (1.4)	7 (9.5)	74 (100.0)
調製食品	16 ~ 24	459 (78.5)	25 (4.3)	101 (17.3)	585 (100.0)
鉱産品	25 ~ 27	26 (10.9)	6 (2.5)	207 (86.6)	239 (100.0)
化学品	28 ~ 38	416 (25.3)	83 (5.0)	1,145 (69.6)	1,644 (100.0)
人工樹脂・ゴム	39 ~ 40	156 (42.5)	12 (3.3)	199 (54.2)	367 (100.0)
生皮および同製品	41 ~ 43	5 (3.4)	4 (2.7)	137 (93.8)	146 (100.0)
木および木製品	44 ~ 46	2 (1.3)	11 (6.9)	147 (91.9)	160 (100.0)
紙および紙製品	47 ~ 49	40 (17.3)	2(0.9)	189 (81.8)	231 (100.0)
紡織品	50 ~ 63	603 (49.5)	374 (30.7)	242 (19.9)	1,219 (100.0)
靴・帽子・雨傘	64 ~ 67	110 (63.6)	13 (7.5)	50 (28.9)	173 (100.0)
セメント・ガラス	68 ~ 70	93 (37.5)	20 (8.1)	135 (54.4)	248 (100.0)
貴金属	71	5 (6.2)	3 (3.7)	73 (90.1)	81 (100.0)
卑金属	72 ~ 83	612 (49.4)	42 (3.4)	585 (47.2)	1,239 (100.0)
機械機器	84 ~ 85	610 (40.8)	120 (8.0)	766 (51.2)	1,496 (100.0)
車両・航空機	86 ~ 89	133 (52.2)	6 (2.4)	116 (45.5)	255 (100.0)
光学・楽器・映画	90 ~ 92	129 (31.7)	25 (6.1)	253 (62.2)	407 (100.0)
武器・弾薬	93	16 (76.2)	0(0.0)	5 (23.8)	21 (100.0)
雑製品	94 ~ 96	23 (9.8)	21 (9.0)	190 (81.2)	234 (100.0)
芸術品	97	1 (7.1)	1 (7.1)	12 (85.7)	14 (100.0)
合計		4,568 (44.6)	795 (7.8)	4,878 (47.6)	10,241 (100.0)

⁽注)()内は各品目の税目数全体に占める各類の税目数のシェア。

⁽資料)伊藤信悟「中国・台湾のWTO加盟と両岸関係の将来」(財団法人『近年の両岸情勢-中国・台湾経済関係の現状と課題-』2000年3月、112頁、なお、原資料は、経済部国際貿易局ホームページ「大陸物品准許間接進口項目査詢」(http://fbfh.moeaboft.gov.tw/fh/MainLand/index.htm)。

	産業・製品	規制の構造
×	農産品	台湾では希少なものを除き、全般的に規制が強い
	鉱産物、革・木原料・ 製品	全般的に規制は緩やか(台湾で希少なため)
川上	化学品	規制が強いもの:高付加価値型の原料・川上製品、及び、香料・化粧品・日用化学品・医薬品等の完成品
		規制が弱いもの:その他の原料・川上製品、労働集約 型完成品
上	プラスチック、ゴム、 パルプ・紙・紙製品、 靴・帽子、 石・セメント・ガラス	規制が強いもの:原料・半製品、高付加価値な完成品 規制が弱いもの:労働集約的な完成品
川中	紡織品	規制が強いもの:糸・織物、高付加価値製品、アパレル製品 規制が弱いもの:原料、低付加価値・労働集約型製品
川中	卑金属	規制が強いもの:鋼材、高付加価値な金属加工品 規制が弱いもの:初級製品・半製品、一般の金属加工 品
川下	機械製品	規制が強いもの:完成品、キーパーツ、医療用・軍事 転用可能品 規制が弱いもの:部品(上記のものを除く)

(資料)伊藤信悟「中台のWTO加盟による中台経済交流の構造変化」(財団法人外国為替貿易研究会『国際金融』第1060号、2001年2月15日、57頁、なお、原資料は、台湾経済部国際貿易局データベース「大陸物品准許間接進口項目査詢」(http://fbfh.moeaboft.gov.tw/fh/MainLand/index.htm)。

また、対中投資についても、「戒急用忍」(急がず、辛抱強くの意)政策の下³⁰、農業 10 品目、製造業 342 品目、サービス業 3 業種の対中投資が禁止されてきたほか、多くの品目・業種が個別審査の対象とされてきた(図表 14)。 具体的には、ノートパソコン、半導体といったハイテク産業、インフラ、金融業の対中投資が厳しい規制の下におかれてきた。また、1件あたりの対中投資額、累計対中投資額に枠が課されており、大規模な対中投資が禁止されてきた。

_

^{30 1995}年7月~96年3月の間、中国側が断続的に、台湾近海でミサイル発射演習、大規模軍事演習を実施したのを受けて(「第三次台湾海峡危機」)、97年9月に台湾当局が打ち出した対中投資に関する政策。中国と台湾の政治関係が平和的な関係ではないことを主因として、中国に投資が集中することを回避するために、台湾当局は対中投資規制の見直しを行なった。

\$4 200\$

(A)業種別規制

許可類	(a)農業	223 品目	(b)製造業	6,628 品目	(c)サービス業	21 業種
禁止類	(b)農業	10 品目	(b)製造業	342 品目	(c)サービス業	3 業種
個別審査類	それ以タ	\				

(B)投資額規制(許可類・個別審査類に適用)

1件あたりの投資額に基づく規制:上限は原則 5000 万米ドルその他、企業規模別・資本金別の累計対中投資額規制あり

(C)産業特性別規制(個別審査類に適用)

基準	検討項目	配点	説明	
	国際競争力	25	国際競争力がないほど、配点を高くする	
	産業連関性	7.5	連関性が弱いほど、配点を高くする	
産業特性	資本集約度	7.5	資本集約度が低いほど、配点を高くする	
2231312	技術集約度	10	技術集約度が低いほど、配点を高くする	
	製品の特性	10	主管機関が製品・産業技術・競争力・産業連関性 に基づき、加点	
	台湾内外投資比率	10	半々の場合を5点とし、対内投資比率が多いほど、配点を高くする	
	海外投資に占める 対大陸投資比率	10	1/3 を 5 点とし、比率が小さいほど、配点を高く する	
個別投資 案件の特 性	財務構造	10	負債比率 100%を 5 点とし、比率が高いほど、配 点を低くする	
	資金源	10	台湾内での調達額と海外調達額が同額の場合、5 点とし、海外調達額が多いほど、配点を高くする	
	利用設備	10	旧型設備を利用する場合、配点を高くする	
	企業規模	10	個人・中小企業の配点を高くする	

(資料)経済部投資業務處ホームページにより作成。

しかし、台湾当局は、中国・台湾のWTO加盟後、「三通」規制の見直しを 余儀なくされる。なぜなら、WTO加盟後、台湾当局は中国にも、原則とし て最恵国待遇を与えなければならず、かつ、「三通」規制のなかには、WTO ルールに違反する措置が含まれているからである。

以下では、どの規制が直接WTOのルールに抵触するのかをみていきたい。

対中輸出に対しては、台湾当局は、基本的に製品別規制をしていないため、この点についてはWTO加盟の影響はないといえる。ただし、中国に輸出をする際に、第三国・地域の業者を経由しなければならないとする規制は、WTOの基本的な原則である最惠国待遇義務違反となる³¹。

中国製品に対してのみ適用されている差別的な製品別輸入規制は、最恵国 待遇の原則に抵触する³²。また、対中輸入の際の第三国・地域業者経由義務 についても、対中輸出規制同様、最恵国待遇の原則に違反する³³。

対中直接投資規制(「戒急用忍」政策)については、WTOルールの中に直接投資の出し手が特定国への投資を禁止することに関する協定が存在しないため、WTO加盟の影響は直接的には受けない。

中国からの直接投資受け入れを台湾当局は禁止しているが、このうち、農業・工業関連の直接投資受け入れ禁止措置はWTO加盟の影響を受けない。WTOのルールは農業・工業分野の直接投資受け入れをカバーするものではないためである。

ただし、サービス分野における中国からの直接投資の受け入れ禁止措置は、WTOルール違反となる。

WTOの協定の中には、「サービス貿易に関する一般協定」(General Agreement on Trade in Services:略称 GATS)がある。サービス貿易には四つの形態があるが、そのうちの一つは「商業拠点」の設立を通じたサービスの提供(いわゆる「第3モード」)であり 34 、これは直接投資と同義である。

33 **□** ⊢

³¹ ガット第1条1項「一般的最恵国待遇」に抵触。

³² 同上。

³⁴ その他のサービス貿易の形態は、次の通り、「第1モード」=「越境取引」(ある加盟国の

GATS 第2条は、最恵国待遇を即時かつ無条件に他の加盟国に与えることを規定しているため、中国のサービス関連の対台湾直接投資だけを差別し、その受け入れを禁止するのは、GATS 違反となる。

中台間の海運直航禁止措置は、WTOルール違反とはならない。なぜなら、WTOのウルグアイ・ラウンド交渉において海運分野について議論が紛糾し、海運分野は継続交渉分野として指定されたもの、現在に至るまで関連協定の締結まで交渉が進んでいないためである35。

中台間の空運直航禁止措置も、WTOルールの対象外である。GATSの「航空運送サービスに関する附属書」では、二国間の航空協定等に基づき認められる運輸権³⁶、および、運輸権の行使に直接関係するサービスについては、GATS を適用しないと明記されている³⁷。したがって、空運直航規制についても、WTO加盟の影響は受けない。

中国企業が台湾で通信サービスを提供することが現在禁止されているが、 基本電気通信協定では最恵国待遇の付与が義務づけられている。そのため、 国別約束表に記載するサービスに関して、他の加盟国のサービス提供者に対 し、合理的かつ無差別な条件の下で、公衆電気通信伝送網、および、サービ スへのアクセス、および、利用を認めることが義務とされている³⁸。したが って、中国企業による通信サービスへのアクセス規制については、WTOル ールに抵触することになる。

領域から他の加盟国の領域へのサービス提供、例えば、海外に在住する弁護士から電話で法務アドバイスを受ける)。「第二モード」=「国外消費」(ある加盟国の領域における他の加盟国のサービス消費者へのサービス提供、例えば、観光客や海外出張者による現地消費)。「第4モード」=「人の移動」(ある加盟国のサービス提供者による、他の加盟国の領域における自然人を通じてのサービス提供、例えば、外国アーチストの招聘)。詳細は、経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書』2001 年版、2001 年、200~202 頁を参照。

22

³⁵ 経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書』2001年版、2001年、209~213頁。

³⁶ 運輸権とは「いずれかの加盟国の領域から、当該領域に向けて、当該領域内で又は当該領域の上空において、運行し又は有償若しくは貸切りで、旅客、貨物若しくは郵便物を運送する定期又は不定期のサービスのための権利(運行地点、運営路線、運送するものの種類、提供する輸送力、運賃及びその条件並びに数、所有、支配等航空企業を指定するための基準を含む。)をいう」(外務省経済局監修『世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定』財団法人日本国際問題研究所、672頁)。

³⁷ 経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書』2001年版、2001年、205頁。

³⁸ 同上。

以上を総括すれば、WTO加盟によって、台湾当局が実施している「三通」規制のうち、(a)対中輸出・輸入時の第三国・地域の業者経由義務、(b)対中輸入の製品別規制、(c)サービス分野における中国からの直接投資受け入れ禁止、(d)直接通信の禁止および通信サービス分野への中国企業の参入規制が、原則としてWTOルールに抵触することになる(図表 15)。

\$5

分野			規制内容	WTOルールとの関係	
1,3		対中輸出	製品別規制は、基本的にない	基本的に問題なし	
	貿		第三国・地域の業者経由義務あり	WTOルール違反	
	易		禁止品目が全体の約 45%	WTOルール違反	
			第三国・地域の業者経由義務あり		
商	直	対中直接投資	ハイテク、インフラ、大規模投資な	WTOルールの対象外	
	接接	規制	どは禁止(「戒急用忍」)。		
	投投		その他、第三国・地域経由義務あり。		
	沿資	中国からの投	原則禁止	サービス関連投資のみ	
	IK.	資受け入れ		WTOルール違反	
	海	運・空運	直航禁止(第三国・地域経由義務)	WTOルールの対象外	
通			・ただし、「小三通」は可。	(WTOには海運・空運	
航	航		・オフショア・トランスシップメン	協定なし)	
			ト・センターにおける積替は可		
	j	通信	直接的な通信は禁止(")	WTOルール違反	
			通信サービスへの中国企業の参入		
			禁止		

(注)2001年6月末現在。

(資料)各種資料により作成。

「原則として」と断りを入れたのは、WTOの各種協定で、一定の条件の下、最恵国待遇付与義務の例外措置を加盟国が採ることが認められているためである。しかし、台湾当局がこの最恵国付与義務の例外措置を中国に対して実際に適用することは難しい。

最恵国待遇付与義務の例外措置としては、第一に、特定加盟国へのWTOルール適用除外条項があげられるが(WTO設立協定第13条)、台湾当局はそれを適用しなかった。この条項を適用するためには、加盟前にその適用を申請する必要がある。そうなると、中国側が他のWTO加盟国の支持をとりつけ、台湾の加盟がWTO一般理事会の場で採択されなくなる恐れがあった

ためである。

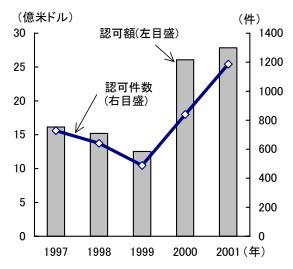
第二に、最恵国待遇付与義務の例外措置としては、「安全保障のための例外条項」(1947年ガット第21条)がある。これは加盟後でも利用可能であり、台湾当局は今後この条項を利用する可能性があることを示唆している。しかし、これも実際に適用することは容易ではない。ガット/WTOの歴史上、これまでこの条項が利用されたことがない。しかも、「独立関税地域」が「中央政府」に対してこの措置を発動するとなれば、中国・台湾の主権問題に関わる極めて難しい政治問題に発展するため、その適用がWTOの場で認められる保障はない。しかも、台湾当局が「安全保障のための例外措置」を適用した場合、中国との政治対立が激化することは避けられない。

したがって、WTO加盟後、台湾当局は、(a)対中輸出・輸入時の第三国・ 地域の業者経由義務、(b)対中輸入の製品別規制、(c)サービス分野における中 国からの直接投資受け入れ禁止、(d)直接通信の禁止および通信サービス分野 への中国企業の参入規制、というWTOルールに抵触する「三通」規制を見 直していかなければならなくなる可能性が極めて高い。

しかし、中国・台湾のWTO加盟は、「三通」規制のうち、WTOルールに 直接抵触するものばかりでなく、WTOルールに直接抵触しないものの見直 しをも台湾当局に迫っている。

なぜなら、WTO加盟により、中国の市場が大幅に開放され、投資環境が整備されるのを背景に、対中ビジネスをさらに拡大しようとしている台湾企業が、その障害となる「三通」規制を削減・撤廃するよう、今まで以上に強く台湾当局に要求するようになってきているためである。

台湾企業の対中投資は、2000年に入り、急増している。経済部投資審議委員会の統計によると、台湾企業の対中投資認可件数・金額は、2000年に840件、26.1億米ドルとなり、それぞれ前年比で72.1%、108.1%もの伸びを示している(図表16)。2001年も、前年の実績値が高かったにもかかわらず、それぞれ41.2%、6.8%もの伸びを記録している。



《2000年》

- ・件数の伸び率 72.1%
- ・金額の伸び率 108.1%

《2001年》

- ・件数の伸び率 41.2%
- ・金額の伸び率 6.8%

《長江デルタ地区への投資増》

- ・2001 年上半期のシェア
 - ・長江デルタ地区 58.6%
 - •広東省 28.3%

(注)97・98年に実施された未認可投資の補足登録分は含まない数値。

(資料)經濟部投資審議委員會『華僑及外國人投資 對外投資 對外技術合作 對大陸間接投資 大陸産業技術引進統計月報』2001年11月号、同『90年12月僑外投資・對外投資・ 對大陸投資統計新聞稿』2002年1月22日。

しかも、この数年の台湾企業の対中直接投資に特徴的なのは、長江デルタ地区(上海市・江蘇省・浙江省)への投資が増加しているという点である。 2001 年には、台湾企業の対中直接投資認可額全体の 58.6%が長江デルタ地区に流れている。それに対して、過去、台湾企業の主たる投資先であった広東省への投資認可額は、全体の 28.3%に低下している。

長江デルタ地区への台湾企業の進出が増加している背景には、台湾企業の対中投資が高度化するなか(例えば、ノートブックパソコン関連の投資の増加など)、ハイテク産業での就業に適した高学歴の人材を調達しやすい長江デルタ地区が投資先として選択されてきたことがある。それに加えて、WTO加盟後に中国市場が大幅に開放されることから、中国市場を狙う台湾企業が、中国最大の消費地である長江デルタ地区に積極的に進出しているという背景もある。

このように、台湾企業の対中投資の高度化、積極的な対中進出が進んでいるだけに、ハイテク投資や大規模投資を厳しく規制している「戒急用忍」政策に対して、多くの台湾企業が強い不満を抱いている。

例えば、台北市コンピュータ同業協会が会員を対象に実施したアンケート

では、「安全が確保される範囲内で投資規制を緩和すべき」との回答率が48.3%、「できる限り早く『戒急用忍』政策を修正すべき」との回答率が48.3%の高率を記録している39。つまり、約9割の企業が「戒急用忍」政策の緩和を要求しているのである。それに対して、「『戒急用忍』を支持する」との回答率はわずか3.7%にすぎなかった。このように、ハイテク産業を代表する台湾のコンピュータ関連の企業は対中投資規制の緩和を強く望んでいる。

また、台湾企業の対中投資が進み、中台間で台湾企業が広範な分業関係を 形成するようになっているだけに、直航規制に対する不満も強いものがある。 直航規制があるがゆえに、コスト高になる、リードタイムが短縮できない、 移動が不便といった不満の声が企業から上がっている。とりわけ、長江デル タ地区や華北地区への投資が進むほど、香港経由で中台間の貿易を行なうこ との不便さが増すとの指摘がある。

また、台湾の製造業の高度化が進んでいることから、高学歴の技術者に対する需要が高まっている。そうしたことから、中国大陸籍の技術者の台湾での就業規制の緩和を求める声も強くなっている。

そのほかにも、(a)台湾資本の銀行の対中投資が禁止されているために、在中国の台湾系企業は資金調達がしにくい、(b)中台間の金融取引に対して第三国・地域経由義務が課されているため、送金手数料が高くつく、(c)中国製品の輸入規制が厳しいため、安価な中国製品、中国子会社の製品の利用による競争力の強化が図りにくいといった不満の声が上がっている40。

今後、WTO加盟による中国の市場開放や経済成長の加速によって中国市場の魅力が高まるとみられるだけに、台湾企業の「三通」規制に対する不満は強くなってきているのが現状である。

^{39 『}數位周刊』第 25 號、2001 年 2 月 24 日 ~ 3 月 2 日、43 頁。

⁴⁰ WTO加盟を控え、台湾企業が「三通」規制に対して抱いている不満・疑問は、經濟部國際貿易局『支持加入WTO掌握全球商機座談會業者意見彙整表(初稿)』、同『支持加入WTO 掌握全球商機座談會業者意見彙整表(服務業)初稿』などを参照。

このように、中台WTO加盟による中国への最恵国待遇付与義務の発生や、 台湾企業の「三通」規制に対する不満の高まりを背景に、2001年後半から台 湾当局も「三通」規制の見直しに動きはじめている。

2001 年 8 月には、陳水扁総統 (大統領に相当)が産・官・学・政の有識者を招集し、開催した「経済発展諮問委員会議」の「両岸組」が、中台関係の今後のあり方に関する包括的なコンセンサスを発表し41、それに基づいて対中経済交流政策に関する調整が行なわれることになった (巻末資料 2 参照)。

その政策調整の方向性を象徴するスローガンは「積極開放・有効管理」である。すなわち、従来のように「急ぐのを戒め、辛抱強く(戒急用忍)」対中経済関係を発展させるという姿勢ではなく、対中経済交流規制をより積極的に緩和する一方で、対中経済交流の拡大に伴う「産業空洞化」のリスクや政治的リスクを従来よりも監視・管理できる体制を構築するという方針である。

具体的には、(a)対中貿易・投資の積極的な開放、(b)中台間の金融取引に関する規制緩和、(c)中国からの投資受け入れに関する規制緩和、(d)WTO加盟を受けた対中経済交流規制の緩和、(e)「直航」の推進、(f)中国大陸住民の台湾での観光に関する規制の緩和、(g)対中経済交流に関する情報収集の強化とそれに基づくリスク管理の強化といった方向性が打ち出されている。その方針の下、台湾当局は対中経済交流政策の調整を進めている。

また、2002年元旦に台湾が正式にWTOのメンバーになったのを受けて、 行政院大陸委員会、経済部、行政院経済建設委員会、行政院農業委員会およびその他の関連行政機関が連名で、2002年1月16日に「WTO加盟による 両岸経済貿易政策調整の執行計画」を発表し、分野ごとの規制緩和のタイム スケジュールを明らかにしている42。

以下、経済発展諮問委員会議両岸組のコンセンサス、「WTO加盟による両 岸経済貿易政策調整の執行計画」、および、すでに公布・施行・発表されてい る法規などに基づき、主だった「三通」規制の緩和状況をみていく。

⁴¹ 經濟發展諮詢委員會議『兩岸組總結報告』2001年8月26日。

⁴² 行政院大陸委員會・經濟部・行政院經濟建設委員會・行政院農業委員會及各有關機關『加入WTO兩岸經貿政策調整執行計畫』2002 年 1 月 16 日。

中台WTO加盟により、台湾は中国に最恵国待遇を与えなければならなくなることから、第三国・地域の業者経由による対中貿易義務が撤廃され、2002年2月15日に、台湾内の法人・個人は中国内の法人・個人と直接貿易取引をすることが可能になった43。すなわち、従来は、貿易契約を結ぶ場合、第三国・地域に設立されている企業を相手としなければならなかったが、今後は、直接中国内の企業を相手とする契約書を締結することができるようになったのである。

加えて、中国製品の輸入開放品目が大幅に追加された。2002年2月15日から農産品・工業製品合計で2,058品目の中国製品の輸入が可能になった(うち農産品835品目、工業製品1,223品目)44。その結果、全品目数のうち、70%強の製品を中国から輸入できるようになった。今回開放された代表的な品目には、DRAM・SRAMのチップ・ウェハーなどのコンピュータおよび周辺機器、石灰、潤滑油、塩酸、硫酸、燐酸、酢酸などの化学品、タイヤなどのゴム製品、金属加工用やプラスチック・ゴム加工用の工作機械、FAX、プリンタ、カメラといった電子機器など、比較的高付加価値な製品が多く含まれている(なお、開放対象品目の概要は図表17)。

しかし、これまでのところ、貿易品の「輸送」ルートは第三国・地域あるいはオフショア航運センターを経由させなければならないという規制は引き 続き残されている。

また、全品目の約30%程度の中国製品が依然として輸入禁止扱いとされている。例えば、鉄鋼・同製品、紡織品・アパレル製品、医薬品、電気電子機器、一般機械、自動車といった輸送機器などの業種で多くの製品が輸入禁止扱いとされている。産業に与える影響が大きいことなどがその理由であり、今後、段階的に開放していくと台湾当局は表明している。しかし、これは明らかにWTOの最恵国待遇ルールに違反する。

台湾当局は、これまで2ヶ月に1度開催されてきた小規模な輸入規制見直しのための定例会議に加えて、6ヶ月ごとに「大陸地区物品輸入審査専門小組」を組成し、より全面的に輸入規制を見直すための会議を開催するなど、引き続き中国製品の輸入規制緩和を行なう姿勢をみせているが45、その動向

^{43 2002} 年 2 月 13 日の『臺灣地區與大陸地區貿易許可辦法』第 5 条、第 12 条の修正による。 44 經濟部『大陸物品輸入規定公告』經貿字第 09102601640 號、2002 年 2 月 15 日。

⁴⁵行政院大陸委員會・經濟部・行政院經濟建設委員會・行政院農業委員會及各有關機關『加入WTO兩岸經貿政策調整執行計畫』2002年1月16日、2002年2月13日の『臺灣地區與大

\$7 2002 \$5

(単位:品目、%)

品目	品目数	シェア
化学品	318	26.0
機械機器	299	24.4
紡織品	181	14.8
人工樹脂・ゴム	132	10.8
靴・帽子・雨傘	125	10.2
光学・楽器・映画	86	7.0
車両・航空機	22	1.8
維製品	19	1.6
鉱産品	14	1.1
紙および紙製品	13	1.1
生皮および同製品	9	0.7
芸術品	2	0.2
卑金属	2	0.2
貴金属	1	0.1
総計	1,223	100.0

(資料)經濟部『大陸物品輸入規定公告』經貿字第09102601640號、2002年2月15日。

台湾企業の対中投資に対する規制は、WTOルールの範疇外であることは上述のとおりであるが、台湾企業からの強い要求を背景に、2001年11月に規制の大幅な見直しが実施された46。主な規制緩和の内容は、以下のとおりである。

(a)業種分類を「禁止類」・「許可類」・「個別審査類」の3分類から「禁止類」・「一般類」の2分類に変更する。「禁止類」の対象を国際条約、国防あるいは

陸地區貿易許可辦法』第8条の修正。

⁴⁶ その全体像は、経済発展諮問委員会両岸組のコンセンサスに基づき、作成された以下の文献を参照。行政院大陸委員會・經濟部・財政部・行政院經濟建設委員會・行政院農業委員會・行政院勞動委員會・中央銀行『落實大陸投資「積極開放・有効管理」政策説明』2001年11月7日、同『落實大陸投資「積極開放・有効管理」執行計劃』2001年11月7日、經濟部投資審査審議委員會『新版「在大陸地區從事技術或合作審査原則」』2001年11月20日。

国家の安全の観点から制限する必要のある重大インフラ建設、核心技術・キーパーツの流出により産業発展を阻害する可能性があるものとし、対象をよりいっそう絞る。それ以外のものを「一般類」とし、個別審査を通過すれば、対中投資が可能とする。また、その分類にあたっては、産・官・学で構成される専門小組(専門委員会)が定期的に検討することになった。すでに専門小組が開かれており、その結果、従来、対中投資が禁止されてきたノートパソコン、デジカメ・デジカム、大型CRT、携帯電話などの 61 品目の電気電子製品が一般類に分類され、対中投資の申請をすることが可能になっている47。

(b)対中投資の累計額の上限規制が緩和され、また、対中投資の資本金相当額あるいは利益の台湾への送金分は対中投資の累計額から控除されることになった48。加えて、1件当たりの対中投資額の上限を5000万米ドルとする規制も撤廃された。

(c) 1 件あたりの投資金額が 2000 万米ドル以下の場合は、簡易審査方式が採用されることになり(従来は「許可類」かつ1件あたりの投資金額が 300 万米ドル以下)、審査期間が1ヶ月となった。

ただし、業者からの開放要求の強い半導体関連(設計、製造、パッケージ、検査)石油化学川上製品、銀行・保険・証券業(支店・子会社設立)などは、2002年2月15日現在、対中投資が認められていない。また、累計投資金額が2000万米ドルを超える企業に対する情報開示義務が強化されているほか、「一般類」であっても実際に投資が認可されるかどうかは、今後の審査状況をみなければならない。加えて、中台間の政治関係の動向、対中投資の対GDP比率の変化、台湾内の労働市場の状況などにより、上記の対中投資認可基準が再び厳しくなる可能性もある49。

⁴⁷ 經濟部投資審議委員會『公告第一次大陸投資産品項目清單』2001 年 11 月 30 日。その他、2001 年 11 月 30 日の専門小組(第三回会議)は、12 品目の計器・医療機器、46 品目の金属機械製品を禁止類から一般類に変更し、同年 12 月 13 日の専門小組(第4回会議)は、3 品目の発光ダイオードウェハ・チップ、2 品目の液晶モニタ関連製品、10 品目の電子部品を禁止類から一般類に変更することを決定しており、2002 年 2 月 15 日現在、行政院の判断を待っている状況にある。

⁴⁸ 經濟部投資審議委員會『新版「在大陸地區從事投資或技術合作審査原則」』2001 年 11 月 20 日。財政部証券暨期貨管理委員會『公開發行公司從事大陸地區投資處理要點』2001 年 11 月 16 日、同『發行人募集與發行有價證券處理準則』2001 年 12 月 26 日、同『發行人募集與發行海外有價證券處理準則』2001 年 12 月 26 日。

⁴⁹ なお、台湾企業の対中投資時の第三国・地域経由義務についてはまだ変更されていない。 台湾当局は経済発展諮問委員会議両岸組のコンセンサスに基づき、規制緩和を検討している段

2002 年 1 月 16 日、台湾当局は、「WTO加盟による両岸経済貿易政策調整の執行計画」のなかで、業種を絞り、対台湾直接投資により設立される企業の中国企業・個人・団体の出資比率が 3 分の 1 以下であれば、中国からのサービス関連の対台湾投資を解禁すると発表した50。第三国・地域経由の投資でなければならないものの、第一弾の開放業種は 58 業種に上る51。大陸委員会は関連行政規則の案を 2002 年 3 月末までに完成させるとともに、各種法改正案をすでに作成し、立法院に図る予定である。

また、中国企業の対台湾投資の部分的開放を受けて、台湾に設立した子会社で中国住民が董事長・監査役を務めることを認め、経営管理に携わることを個別に認めていく方針が打ち出されている。

加えて、中国企業・住民による台湾での証券投資についても部分開放が検討されており、2002年3月末までに関連の計画が発表される予定である。

ただし、中国製品の輸入許可品目に依然として制限を設けているのと同様に、中国企業のサービス分野における対台湾投資にも差別的な扱いが残る。これはWTOの最恵国待遇違反となる。ちなみに、農業・製造業分野における中国企業の対中投資については、まだ開放のタイムスケジュールに載っていない。

海運・空運の直航については、直航解禁の時期と条件、および、それに関連する技術的問題についての検討は行なうことにはなっているが、直航問題がWTOルールの対象外となっていること、また、直航解禁にあたっては中国側との協議が必要なことから、その期限は「中台関係の状況に応じて推進する」とされており、明示されていない52。

階にある。

⁵⁰ 『經濟日報』2002 年 1 月 17 日。行政院大陸委員會・經濟部・行政院經濟建設委員會・行政院農業委員會及各有關機關『加入W T O 兩岸經貿政策調整執行計畫』2002 年 1 月 16 日。なお、第二段階では、関連法規の整備などの状況に合わせて、徐々に 50 業種追加的に開放していく予定である。また、中国企業の出資比率規制の緩和も示唆されている。

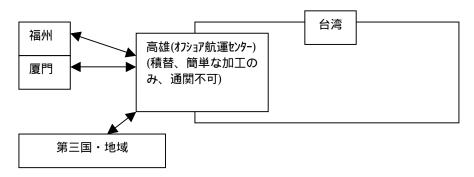
⁵¹ 開放業種の選定基準は、 営利事業への投資を優先的に開放する、 会社組織を通じて提供されるサービスを優先的に開放する、 台湾経済の発展、金融の安定に対して影響を与えないサービス産業を優先的に開放するというもの(『經濟日報』2002 年 1 月 17 日)。その結果、新聞、電信、金融、教育などが引き続き禁止業種として残っている。詳細は、行政院大陸委員會・經濟部・行政院經濟建設委員會・行政院農業委員會及各有關機關『加入W T O 兩岸經貿政策調整執行計畫』2002 年 1 月 16 日を参照。

⁵² 經濟發展諮詢委員會議『兩岸組總結報告』2001 年 8 月 26 日、行政院經濟建設委員會『經發會決議事項共同意見施行計畫。

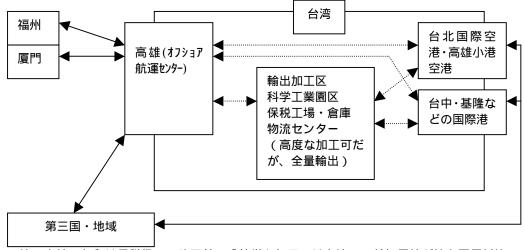
しかし、経済発展諮問委員会議は、直航解禁までの間接航行ゆえの不便さ を軽減するために、「オフショア航運センター」の機能・範囲を強化すること を決定し、すでに一部それが実施されている。

2001 年 8 ~ 11 月までの関連法規の修正により、次の形で「オフショア航運センター」の機能が強化された(図表 18)。

\$8 改正前(2001年7月末)



改正後 (2002年2月現在)



- (注)点線の矢印は保税扱い。改正前の「簡単な加工」は台湾での付加価値が輸入原価対比 35%未満という定義。
- (資料)『境外航運中心設置作業辦法』2001年11月5日。財團法人海峽交流基金會『兩岸經貿』第119期、2001年11月號、24頁。同、第120期、2001年12月號、30頁。楊崇正「境外航運中心開放加工利多!」(『投資中國月刊』第95期、2002年1月)により作成。

第一に、従来は、高雄港では、福州・厦門から輸送してきた中国製品の台三国・地域向け積み替え(簡単な加工も含む)、第三国・地域製品の福州・厦門向け積み替えしかできなかったが、中国製品を保税扱いで通関し、輸出加工区、科学工業園区、保税工場・倉庫、物流センターに運び込み、全量輸出という条件付きながらも、高度な加工ができるようになった。

第二に、福州・厦門から高雄港に運び入れた中国製品を台北・高雄の国際空港に転送し、そこから第三国・地域へ輸出することが可能になった(「海空聯運」)。また逆に、第三国・地域の製品を台北・高雄の国際空港に運び入れた後、高雄港に転送し、福州・厦門に輸出することもできるようになった(「空海聯運」)。それによって、リードタイムの短縮やコスト削減が可能になる。

第三に、福州・厦門から高雄港に運び入れた中国製品を基隆・台中などの 国際港に転送し、そこから第三国・地域に輸出することができるようになっ た。また、逆に基隆・台中などの国際港から第三国・地域の製品を高雄港に 転送し、福州・厦門に輸出することも可能となった(「海海聯運」)。

ただし、(a)高雄港と直航路線で結ばれているのは、福州・厦門だけであること、(b)他の国際港はまだ中国との直航路線の開設を認められていないこと、(c)全量輸出という条件が付与されていること、(d)中台間の空運はまだできないことなど、産業界のニーズを十分に満たしているわけではなく、さらなる開放要求が出されている。

通信および郵便については、直接通信の解禁に関する検討が始まっており、 台湾当局は 2002 年 1 月末までに計画を策定すると発表しており(具体的に は「固定通信業務管理規則」、「大陸信件処理要点」の修正)⁵³、今後それが 公開され、具体的に議論されることになるとみられる。

WTO加盟とは直接的な関係はないものの、経済発展諮問委員会議のコンセンサスを受けて、財政部は 2001 年 11 月に「台湾地区と大陸地区の金融業務往来許可弁法」を修正し、中台間の資金移動を活発化するための規制緩和を実施した⁵⁴。それにより、台湾のオフショア・バンキング・ユニットおよび台湾の銀行の海外支店は、大陸地場銀行とも直接、送金・貿易決済ができ

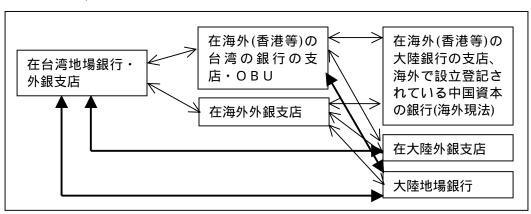
54 財政部『臺灣地區與大陸地區金融業務往來許可辦法第二條及第五條修正説明』2001 年 11 月 7 日。

⁵³ 行政院大陸委員會・經濟部・行政院經濟建設委員會・行政院農業委員會及各有關機關『加入WTO兩岸經貿政策調整執行計畫』2002 年 1 月 16 日。

るようになった(図表19)。

また、2002年2月には、第三国・地域の業者を経由せず、直接中国地場の 業者と貿易ができるようになったことに伴って、財政部の認可を受けた台湾 の外為指定銀行が、中国内の外銀支店、中国地場銀行を相手とする送金・対 中貿易決済業務を行なえるようになった⁵⁵。

\$9



- (注)太線の矢印が2001年11月以降の改正点。
- (資料)桑田良望『外資系企業に対する中国の外貨管理 2001 年版 』富士総合研究所、2001 年5月、130頁、財政部『臺灣地區與大陸地區金融業務往來許可辦法第二條及第五條 修正説明』2001年11月7日、同『臺灣地區銀行辦理大陸地區進出口外匯業務作業準 則』2002年2月13日、同『臺灣地區金融機構辦理大陸地區匯款作業準則』2002年 2月13日により作成。

しかし、外為指定銀行が直接中国地場銀行および中国内の外銀支店と取引をする際には、多くの制限が課されている。例えば、送金目的が中国製品の輸入代金の決済など、8つの目的に限定されており、直接投資に関わる直接送金ができないなどの制約がある56。その8つの目的に適合しない送金で、

55 財政部『臺灣地區銀行辦理大陸地區進出口外匯業務作業準則』2002 年 2 月 13 日、同『臺灣地區金融機構辦理大陸地區匯款作業準則』2002 年 2 月 13 日。

⁵⁶ 在台湾地場銀行・外銀の台湾支店が中国地場銀行・中国内の外銀支店に直接送金可能なものは、個人による親戚友人への援助・寄付に係る送金、「中国から輸出、台湾で荷為替手形振り出し」をしている企業による送金、中国製品の輸入に関わる送金、台湾当局の批准を受けた金融保険機関により設立された在中国駐在員事務所への事務所経費の送金、中国大陸住民が合法に継承した台湾地区住民の遺産、死亡保険金、見舞金、退役軍人への年金およびその利子の送金、中国子会社からの借入金に対する利子の送金、中国に定住している扶養者に対する扶養費用の送金、主管機関が大陸委員会と協議の上認可した50万台湾ドル以上のその他の目的の送金(50万台湾ドル未満であれば、大陸委員会の審議は不要)、中国からの

かつ、1件あたりの送金額が50万台湾ドル以上の場合には、大陸委員会による審査が必要になるという条件も課されている。そのため、外為指定銀行を通じた中国内の金融機関との直接取引は小口の貿易決済などに限定され、大口の送金は従来のルート(例えばOBUなど)が使用されることになるとみられている(なお、実際に利用可能になるのは、財政部による外為指定銀行への認可付与を待ってからとなる)。

現在、財政部、中央銀行はさらなる中国との間の直接送金、直接金融取引に関わる開放措置を検討しており、2002年3月末までに計画を立案することとなっている。加えて、人民元と台湾ドルの兌換、中国で発行された小切手・有価証券の位置づけについても、同時期までに研究報告を完成させることになっている57。

その他、中台間の資金移動の円滑化、とりわけ台湾への資金の還流を促すために、2001年11月には、台湾現地法人が経済部投資審議委員会の批准を受けて中国および第三国・地域に設立した子会社からの借入金、および、それに伴う子会社への利子の返済は、年間5000万米ドルという海外送入金額の枠に含めないことが決定された58。

中国大陸住民の台湾入境に関しては、WTO加盟に伴うサービス貿易の開放に関連し、台湾当局は、中国大陸籍の役員、経営職階、重要な技術者などの台湾入境を認めていく方針である。2002年3月までにその計画を台湾当局が策定することになっている59。

他方で、2001 年 8 月、2002 年 1 月に 2 度「大陸地区專業人士来台従事專業活動許可弁法」が改正され、中国大陸籍の技術者の台湾入境に関する規制が緩和されている。改正のポイントは、研究開発に参加するために台湾に入境する中国大陸籍の技術者に対しては、(a)申請期限を入境の 3 ヶ月前から 2 ヶ月前に短縮、(b)主管官庁の認可が得られた場合、最大で 6 年間台湾に滞在できるようにし、マルチビザも取得できるようにするという 2 点である。

ただし、研究開発目的の中国大陸籍の技術者が入境する際には、学歴や過

入金については、直接投資、証券投資、その他主管機関の法令が認可していない事項を目的と した、中国地場銀行、中国内の外銀支店からの直接入金は処理できないとされている。

⁵⁷ 行政院大陸委員會・經濟部・行政院經濟建設委員會・行政院農業委員會及各有關機關『加入WTO兩岸經貿政策調整執行計畫』2002年1月16日。

⁵⁸ 中央銀行『新聞稿』2001年11月7日。

⁵⁹ 行政院大陸委員會・經濟部・行政院經濟建設委員會・行政院農業委員會及各有關機關『加入WTO兩岸經貿政策調整執行計畫』2002 年 1 月 16 日。

去の研究実績、研究計画を提出し、認可を受ける必要があるほか、原則として毎年研究業績が主管官庁によって評価され、それによって居住期間を延長できるかどうかが決まるという状況にある。ここからわかるように、規制緩和の目的は、台湾経済・産業の発展への貢献である。また、研修目的で中国大陸籍の従業員を台湾に入境させる場合は、入境日から起算して、原則2ヶ月しか滞在できず、主管官庁の許可を得ても最長4ヶ月しか滞在できない60。

以上のように、WTO加盟を直接的あるいは間接的理由として、台湾当局は「三通」規制の大幅な見直しに動いている。それにより、中台経済交流の枠組みは従来の「間接的・一方的・部分的」なものから「直接的・双方向的・全面的」なものへと変化していくと考えられる。

上述のとおり、中台間貿易の第三国・地域の業者経由義務、中台間の直接 送金・貿易決済に向けた規制緩和が実施されている。また、中国製品の輸入 許可品目数の増加や中国企業によるサービス分野の対台湾投資の受け入れの 検討などが行なわれ、中国から台湾へという「モノ・ヒト・カネ」の流れも 次第に活発化していくことが予想される。加えて、対中投資許可業種の増加 や中国製品の輸入許可品目数の増加などにより、ハイテク分野の対中投資や ハイテク製品の中国からの輸入へと中台経済交流の領域が広がってきている。

ただし、台湾当局は、これまでみてきたとおり、2002年元旦のWTO加盟後も、WTOルールに抵触する対中交流規制のすべてを即座に撤廃することはせず、段階的に規制を緩和していくという方針を掲げている。台湾の統一・独立問題をめぐる政治対立や、中国製品の流入によるいわゆる「産業空洞化」の懸念などが背景にあるためである。また、中国側はWTOの紛争処理メカニズムを使って、台湾当局に「三通」規制を撤廃させることに消極的な姿勢を示している。そのため、すべてのWTOルールに抵触する「三通」規制(例えば、中国製品の輸入制限、中国企業による対台湾サービス関連投資規制)が撤廃されるまでには時間がかかるものとみられる。

また、WTOルールの範疇外である直航問題については、中国側との交渉

⁶⁰ なお、中国大陸住民の観光目的の台湾入境については、行政院大陸委員会が 2001 年 7 月に「大陸人民の来台観光政策の計画推進に関する説明」が発表され、12 月 10 日には「大陸地区人民来台観光従事許可弁法」が公布され、2002 年元旦に施行された。それによって、総量規制、団体行動義務、海外在住の中国大陸籍住民などの厳しい制限が付されるなか、試験的に中国大陸住民の台湾観光が開始されている。

が不可欠であり、現下の政治情勢では、中台間のハイレベルの交渉は難しいため、規制緩和が難しいという状況にある。

しかし、WTO加盟に伴う中国の投資環境の整備、中国の経済成長の加速⁶¹、また、台湾自体の対中経済交流規制の緩和により、中台経済交流の拡大・新化が加速され、「三通」規制のさらなる見直しを求める台湾産業界の圧力も高まることが予想される。また、WTOルールに抵触する規制を多数残した場合、台湾に対する国際社会からの批判の声があがることも考えられる。

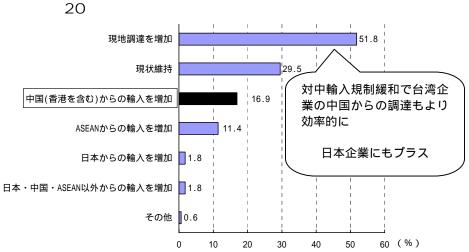
これらを勘案するに、WTO加盟を契機として、今後も「三通」規制の緩和が行なわれていき、中台経済交流は「間接的」・「一方的」・「部分的」なものから「直接的」・「双方向的」・「全面的」なものへと、比較的速いスピードで変化していくことになるだろう。

⁶¹ 中国WTO加盟が中国の経済・政治、ビジネス環境に与える影響について分析した書籍・論文としては、海老名誠・伊藤信悟・馬成三『WTO加盟で中国経済が変わる』東洋経済新報社、2000 年、伊藤信悟「中国のWTO加盟が中国経済に与える影響」(財団法人外国為替貿易研究会『国際金融』第1043 号、2000 年 4 月 1 日号) 鮫島敬治・日本経済研究センター編『中国WTO加盟の衝撃』日本経済新聞社、2001 年、堤雅彦「進む域内経済統合と中国のWTO加盟・CGEモデルを活用したシナリオ分析・」(日本経済研究センター『JCER DISCUSSION PAPER』No. 60、2000 年 4 月) などを参照。

WTO加盟とそれを契機とする「三通」規制の緩和は、日本企業の中台を跨ぐ事業展開にいかなる影響を与えるのであろうか。日本企業にも影響が強く及ぶ対中輸入規制の緩和を中心に、「三通」規制緩和が日本企業の中台間分業に与える影響をみていく。また、直航問題など、規制緩和の目途が立っていない分野では、どのようなマイナス影響が日本企業に及ぶのかなど、リスク要因についても検討していく。

在台湾日系企業の多くは、日本内外における競争激化を背景に、現地調達の増加、中国からの調達の増加を今後拡大させる予定である。

在台湾日系企業の部品・原料の現地調達比率は平均で 57.3%だが(1999年) 62、日本貿易振興会海外調査部が 2000 年 11~12 月に実施した在台湾日系企業を対象としたアンケート調査によると、今後「現地調達を増加」させると回答した企業は、回答者数全体の 51.8%に上る(図表 20)。



(注)調査時点は2000年11~12月。有効回答数は166社。調査対象は製造業のみ。

(資料)日本貿易振興会海外調査部『在アジア日系製造業活動実態調査』2000/2001 年度版、 12 頁。

38

⁶² 經濟部投資審議委員會『僑外投資事業營運状況調査及對我國經濟發展貢獻(民國八十八年)』 2001年12月、63頁。

また、中国・香港からの部品・原材料の調達比率は、1999 年時点で 2.7% に過ぎないが⁶³、上記アンケート調査では、「中国(香港を含む)からの輸入を増加」させるという回答率も 16.9%に達している。

前述のとおり、台湾当局が中国製品の輸入開放品目を大幅に拡大させ、今後も定期的に開放品目を増加させていくことになっている。これによって、 在台湾日系企業は、これまでよりも安価かつ高付加価値な部品・原材料を中 国から調達しやすくなる。

加えて、台湾地場企業も同様に中国から安価な部品・原材料を調達しやすくなるため、台湾地場企業の価格競争力も増し、在台湾日系企業の現地調達にも間接的にプラスの影響を与えることになるだろう。

また、台湾企業の対中投資の業種別規制が見直されるなかで、これまで対中投資を禁止されてきたハイテク機器メーカーが対中投資を行ないやすくなってきた。それによって、在中国台湾系企業が中国の安価な労働コスト等を活用し、中国から良質な部品・原材料を安価で台湾に供給しやすくなることも、在台湾日系企業の調達活動にプラスの影響を与えるといえよう。

対中輸入規制の緩和は、日本企業の中台を跨ぐ分業体制の再編を行ないやすくする。

日本企業は、台湾における生産コストの上昇、中国の改革開放などの環境変化を受けて、(a)台湾で生産してきたローエンドの製品を中国子会社に移管し、台湾に日本から技術を導入し、ハイエンドの製品を生産する、(b)中国を製造拠点と位置づけ、台湾を研究開発センターにする、(c)オペレーションセンター機能を高め、中国を含む東アジアの調達・販売・技術支援拠点とする(前掲図表7)などの形で、中台間の分業体制を構築してきた64。

(a)中国の賃金水準の低さ、(b)現地で雇用可能な人材の幅が広いこと、(c) 中国市場の潜在力の高さ、(d)WTO加盟による投資環境の改善や市場開放による顧客の対中投資の拡大が予想されることなどから判断して、日本企業が中国子会社の製造拠点としての位置づけを高め、より高付加価値な製品を中

_

⁶³ 同上、63 頁、343 頁。

⁶⁴ 具体的事例およびその分析は、劉仁傑編著『日系企業在台灣』遠流出版公司、2001 年、劉 仁傑『日本企業的兩岸投資策略』聯經出版事業公司、1996 年を参照。

国で生産する誘引が今後も働くと考えられる。それに伴い、台湾の製造拠点としての位置づけも弱まっていくだろう。その結果、台湾子会社は、より先端に近いハイテク製品の生産拠点、研究開発拠点、オペレーションセンターへと、これまで以上に機能を集約していかなければならなくなるとみられる。

そうしたなか、対中輸入規制の緩和は、豊富かつ安価な労働力供給の面で 優勢をもつ中国の子会社に生産を集約させ、そこから台湾に製品を供給しや すくする。すなわち、対中輸入規制の緩和は、中国子会社から台湾市場をカ バーしやすくするのである。

また、台湾当局は、WTO加盟後、自動車・オートバイなどの非鉄道輸送機器・同部品、鉄鋼・同製品、紙・同製品、医薬品、香水・化粧品、家具・寝具、石鹸・ろう製品、玩具・運動器具などの関税率を大幅に引き下げることを約束している(図表 21)。このなかには、日本企業が強い競争力をもつ商品が多く含まれているだけに、台湾の関税率引き下げは、中国への生産拠点集約と中国からの対台湾輸出にとって有利に働くと考えられる。

2\$ \$0

(単位:%、ポイント)

順位	2桁	製品名	名目平均関税率		引き下げ幅
			加盟時	引き下げ完了時	
1	87	非鉄道運輸機器	24.0	12.4	11.6
2	72	鉄鋼	6.6	0.1	6.5
3	48	紙・同製品	5.6	0.0	5.6
4	30	医薬品	5.6	0.5	5.1
5	73	鉄鋼製品	8.9	4.8	4.1
6	33	香水・化粧品	5.7	1.8	4.0
7	94	家具・寝具	6.0	2.3	3.8
8	34	石鹸・ろう製品等	5.6	2.0	3.6
9	95	玩具・運動器具	5.4	1.9	3.6
10	57	絨毯などの織物	13.0	9.7	3.4

⁽注)従量税の製品は除き、名目平均関税率を計算。

逆にいえば、在台湾日系企業にとっては、日系同業他社の中国子会社の製品、あるいはその他の外資系企業や中国地場企業の中国製品などとの競争にいままで以上にさらされることにもなるだろう。そのため、台湾における製造品目の高度化、あるいは、台湾子会社の研究開発拠点への転換、研究勝機能の強化を迫られることになるとみられる。

⁽資料)經濟部國際貿易局資料により作成。

その他、中国市場を狙う際の「実験室」として、言語・文化的に中国と似ており、かつ、中国よりも経済発展水準の高い台湾を活用し、ノウハウ・人材を蓄積しておくという戦略も考えられる。例えば、ある欧米系パソコンメーカーは、半導体メーカーが集積している台湾を、アジアにおける「コンピュータによる統合生産技術支援センター」と位置づけ、台湾を拠点に中国・香港やその他のアジア市場を開拓する方針を打ち出している。その他には、ネット型ゲームや携帯電話のコンテンツなどの開発・サービス提供なども、台湾を中国進出の「実験室」にできる領域ではないかと考えられる。

実際に、中台間の分業体制の見直しを行なっている日本企業もすでに出てきている。

中国への生産機能の集約については、近年では、射出成型機、電子部品工場、理化学機器、電波受信機器、家庭用ミシン、映像関連機器などの分野で、日本企業が台湾での製造を停止・縮小し、中国に生産機能を集約させる動きがみられる。また、WTO加盟後の中国製品の輸入規制緩和、直航規制の緩和を見込んで、台湾向け食料品製造拠点を試験的に設けている日本企業もある。

台湾子会社の機能強化については、日系総合電機メーカーのなかには、台湾をAV製品の研究開発拠点、高付加価値製品の生産拠点と位置づけ、これまで台湾で生産してきた複数のローエンド製品の生産を台湾子会社経由で設立した中国孫会社に生産させ、台湾に供給する計画をもっている企業がある。これはWTO加盟による台湾の関税率の引き下げを見込んだものだと伝えられている。

また、複数の日系大手電子機器メーカーが、台湾のハイテク人材の優秀さなどを理由に、台湾子会社を製造・調達拠点だけでなく、販売・研究開発拠点として位置づけ、製造品目もハイエンドのものにしていく方針を明らかにしている。ソフトウェア開発拠点として台湾を活用することを計画する日本企業も出てきている。欧米系メーカーでも、パソコンメーカーや光学機器メーカーなどが台湾に研究開発拠点を設ける動きをみせている。

上記のとおり、在台湾日系企業のなかには、台湾子会社を通じた対中投資を行なっている企業が少なくとも 108 社は確認されている(財団法人交流協会の 1998 年の調査、第1章参照)。この2~3年でも、自動車用マフラー、

家庭用ミシン、油圧機器、工業用ファスナー、汎用ポンプ、乗用車、モーターなどの分野で、台湾子会社を通じた対中投資が行なわれている。

また、中国で日台合弁事業が行なわれるケースもしばしばみられる。

1998 年初頭までの中国での日台合弁事業をフォローした先行研究では、41 の事例が確認されている⁶⁵。また、2000 年以降の事例では、プリント基板、コンデンサ、TFT-LCD 用モジュールなどの電子部品、電卓、プラスチック金型、合成塗料製品、自動車用シートやタイヤ、エンジンベルトなどの自動車部品、金属製品、食料品といった分野がある。

台湾子会社による対中投資のメリットとしては、 台湾企業の対中投資が 急増しているなか、台湾子会社が蓄積してきた台湾企業のネットワークを活 用できるため、在中国台湾系企業の市場を開拓しやすい、 台湾子会社の台 湾人従業員を活用することで、中国子会社の労務管理や政府との折衝を日本 人に比べて円滑に行ないやすい、というメリットがあると考えられる。

他方で、デメリットもある。例えば、台湾子会社による対中投資事業と日本の親会社による対中投資事業の内容が重なり、企業内で競合が生じているケースもある⁶⁶。台湾子会社の現地化が進んできたことが、こうした企業内の利害対立の背景にある。

また、中国における日台合弁事業の場合にも、台湾子会社経由の対中投資と同様のメリットがある。また、台湾企業が中国にもつ販売ネットワークを活用し、日系企業と合弁で中国の食料品・飲料市場を開拓するという事例もみられる⁶⁷。

現在、台湾企業による対中投資が加速していることなどから判断して、今後も、台湾子会社を利用した対中投資や、日台合弁の対中投資を行なう企業も出てくると考えられる。

前述のとおり、2001 年 11 月の対中投資規制緩和以降、ハイテク関連の台湾企業による対中投資が従来よりも大きく開放されていくことになる。とりわけハイテク分野における中国での日台合弁事業、台湾子会社を通じた対中投資が、今後行ないやすくなっていくものとみられる。

67 例えば、キッコーマンと統一企業との江蘇省昆山での醤油生産合弁事業。統一企業が上海市、江蘇省、浙江省、安徽省での販売を担当している(『週刊台湾通信』 第8845号、1999年12月9日)。

⁶⁵ 佐藤幸人「多層經濟發展中的日本・台灣及中國大陸之間的投資關係:事例研究」(行政院大陸委員會・中華經濟研究院『民國 84/85 年兩岸經濟情勢分析』1997 年 6 月、214~233 頁)。 66 2000 年 11 月、日系台湾子会社が設立した在厦門孫会社に対するインタビュー。

上述のとおり、外為指定銀行の認可を受けた在台湾の地場銀行・外銀の台湾支店、オフショア・バンキング・ユニットが中国地場銀行と直接、送金・貿易決済業務を行なえるようになった。それによって、第三国・地域経由の間接的な金融取引に伴うコスト(送金手数料、リフティング・チャージなど)を削減しやすくなる。また、送金にかかる時間も短縮されることになる。

中国・台湾双方に子会社をもつ日本企業の多くは直航規制に対して強い不満をもっている。(a)リードタイムの短縮や輸送コストの削減の障害になっている、(b)空運直航禁止により、中台間のヒト・貨物の移動に時間・コストがかかる、(c)間接輸送ゆえに書類作りが煩雑になるというのが、直航規制に対する不満の代表的な理由である。

積極的に台湾からの部品調達を行なっている福建省厦門の日系企業の場合、 次の四つの方式で台湾から部品を調達している⁶⁸。

- (a)台北 香港 厦門(すべて空輸)
 - 2日で調達できるが、輸送コストが最も高い。
- (b)基隆 香港 厦門(基隆 香港は海運、香港 厦門はトラック) 2番目に速く調達でき、通関手続きが速い。
- (c)基隆 高雄 厦門(すべて海運)

3番目に速く調達できる。高雄のオフショア航運センターを経由。香港経由の高雄 厦門の海上輸送に比べると、高雄 厦門直航の場合、輸送コストを半分にすることができる。本来は台湾製品を高雄から厦門に直送することはできないが、実際にはよく使われている模様。

(d)基隆 香港 厦門(すべて海運)

最も時間がかかる調達方法だが、コストは比較的安い。

この日系企業は、直航が可能になれば、リードタイムを3日短縮でき、しかも輸送コストを削減できると見込んでいる。

しかし、台湾当局は直航解禁のためには、中台間の交渉が必要であることなどから、具体的な解禁のタイムスケジュールはまだ明らかにされていない。 確かに、オフショア航運センターの機能が拡張されたことで、台湾での高

^{68 2000}年11月インタビュー。

度な加工が可能になるなど、日系企業にも一定のメリットがもたらされる可能性はある。しかし、中台間の航路が高雄 - 厦門間、高雄 - 福州間に限られているため、とりわけ華中・華北に進出している日系企業は、これまでのところ、オフショア航運センターの機能拡張のメリットを享受することはできない。直航解禁までには時間がかかるとみられ、それが引き続き日本企業の中台を跨ぐ分業関係の効率化を阻害する要因となる可能性が高い。

台湾当局が中国大陸住民に対する入境規制を行なっているため、中国子会社の従業員の研修を行ないにくいという問題も、日本企業から指摘されている⁶⁹。日本企業のなかには、より広範な従業員に対して研修を施し、生産性向上に繋げたいと考える企業も多い。その際に、台湾の子会社に従業員を研修目的で容易に派遣できれば、日本で研修を行なうよりも安価かつ効率的に研修を行なうことができる(日台間のコストの差、および、研修時の使用言語の問題)。

最近、上述のとおり、中国大陸住民の台湾入境規制の緩和が進められているが、現行の台湾当局の規定では、研修目的で中国大陸籍の従業員を派遣する場合、原則2ヶ月、最長4ヶ月の台湾滞在しか認められていない。また、中国大陸籍の技術者の派遣についても、研究実績や成果に基づく居留期間の審査があるため、簡単ではない。

この問題についても、規制緩和のタイムスケジュールが明示されておらず、 当面解決が難しい問題であるといえる。

台湾当局は、対中輸入規制の緩和に伴う中国製品の流入増により、台湾内の産業に対して大きなダメージが与えられることを危惧している。それをいかに有効に管理するかが、台湾当局の大きな課題とされてきた。

そのリスクを極小化するため、中国WTO加盟議定書で適用が認められている中国製品に対する特別セーフガードが発動できるようにするための法改正が行なわれ、2002年2月15日に施行された70。

それに加えて、台湾当局は、中国製品の流入により台湾産業が重大な打撃 を受けた場合には、その製品の主管官庁が行政院に対して輸入停止を要請で

^{69 2000}年11月、在厦門日系企業(自動車部品製造)へのインタビュー。

^{70 『}貨品進口救濟案件處理辦法』、『紡織品進口救濟案件處理辦法』の改正(2002年2月15日施行)。

きるよう、2002年2月15日に新たな修正法規を施行した71。

中国と比べて輸出競争力が劣る製品には、農産品のほか、工業製品では、通信機器・録音及び音声再生装置、履物、旅行用品・ハンドバッグ類、衣類・同付属品、光学機器・時計、鉄鋼、非鉄金属、化学品、肥料、医薬品などがある⁷²。

これらの分野でも台湾企業の対中投資が進んでいること、対中セーフガードの発動が中台関係を悪化させるおそれがあることなどから判断して、台湾当局は対中セーフガード発動には慎重になるとみられるが、これらの中国製品にセーフガードが発動される可能性も否定はできない。そのため、中国に生産拠点を集約し、台湾に輸出する場合、あるいは、中国からの部品調達をする際には、上記の中国製品に対するセーフガードの発動に関する動向や台湾内部の議論を踏まえておく必要があるだろう。

中国と台湾がWTOに加盟することによって、WTOの紛争処理メカニズムを通じて中台間の通商摩擦が解決され、それが中台間の経済交流の安定化に繋がるのではないかという議論がある。

しかし、中国政府はWTOの紛争処理メカニズムを利用した中台間の通商摩擦の解決に対して積極的ではない。なぜなら、中国政府は、「一つの中国」の原則の下、中国大陸と台湾は「国内関係」であり、WTOという国際機関を利用し、両者の問題を解決することは、台湾問題を「国際化」することに繋がると考えているためである。実際、銭其琛副首相の2002年1月24日の談話では、「両岸(中国大陸と台湾の意)WTO加盟は両岸経済関係のさらなる発展の新たな契機となる」と提起する一方で、「両岸経済関係に関する議題は、完全に両岸の間で処理できなければならない」と述べており、WTOのメカニズムを利用して台湾の「三通」規制を撤廃させるということに対しては消極的な姿勢を示している73。

ちなみに、中国政府が中台間の通商問題をWTOの場で処理する可能性があることを示唆する発言も中国内部から聞かれる。例えば、中国政府のWTO加盟政策に関するブレインの一人である張漢林教授(対外経済貿易大学W

45

^{71 『}臺灣地區與大陸地區貿易許可辦法』第8条の改正(2002年2月13日改正)。

⁷² 伊藤信悟「中台のWTO加盟による中台経済交流の構造変化」(財団法人外国為替貿易研究所『国際金融』第1060号、2001年1月15日、59頁)。

⁷³ 行政院大陸委員会『新聞稿』2002年2月6日、0003號。

TO研究中心執行主任・世界貿易組織研究会常務副会長)は、台湾は「台湾・澎湖・金門・馬祖独立関税地域」という名義でWTOに加盟しているため、WTOにおける中台の位置づけは主権国家と独立関税地域の関係となっており、WTOは台湾に主権がないことを明らかにしていると主張している「4。これは、WTOを通じて台湾との貿易問題を処理したとしても、それが「一つの中国」の原則に抵触することはないと解釈しうる発言だと考えられる。

ただし、中国政府がWTOで中台間の通商問題を処理するかどうかについて、まだ中国政府の明確な発表はない。また、中台間のトップレベルの交渉は、現段階では再開の目途が立っておらず、中台間交渉による通商摩擦の解消も期待しにくい状況にある。

したがって、当面は、WTOの紛争処理メカニズムを通じて中国政府が台湾当局に「三通」規制の修正を迫るのではなく、台湾当局がWTOルールとの抵触関係を考えながら、また、台湾企業の反応をみながら、台湾内でコンセンサスのとれた分野から順に、対中経済交流規制の見直しを続けていく可能性が高いと考えられる。

このように限界はあるとはいえ、WTOルールをベースとした間接的かつ緩やかな形で、中台間の経済交流が規律化されていくものと予想される。WTOの紛争処理メカニズムが利用されなくとも、緩やかな形ながらもWTOルールに基づいて台湾の「三通」規制の見直しが進み、それによって中台経済関係が規律化されていくことは、中国・台湾双方との経済関係が密接な日本企業にとって、中台WTO加盟がもたらすメリットの一つとなるだろう。

46

-

⁷⁴ 張漢林「加入WTO對兩岸意味著什麽?(上)」(『Yam Com 兩岸通』2001年11月23日、http://china.yam.com/shanghai/business/environ/enarticle.asp?titleid=1193)。

2001年12月11日、中国がWTO加盟を果たし、それに次いで台湾も2002年元旦にWTOのメンバーとなった。しかし、交渉妥結に至るまでには、非常に長い時間がかかった。これはひとえに、中国のガット/WTO加盟交渉が長期化したことによる 75 。

中国がWTOの前身であるガット(貿易および関税に関する一般協定)にガット締約国としての地位の「復帰」⁷⁶申請を提出したのは、遡ること約 15年前の 1986 年 7 月のことである(図表 22)。これほどまでに、交渉が長期化した理由は、主として以下のとおりである。

第一に、中国が計画経済から市場経済への移行段階にあり、市場経済体制を暗黙の前提とするガット/WTOの規定と経済体制との乖離が大きかったことがあげられる。また、中国政府も漸進的な改革という方法を採用してきたため、ガット/WTOの規定と実際の経済体制との乖離がなかなか縮まらなかった。

第二に、法治が不徹底である中国がガット/WTO加盟時に市場開放等を 約束しても、法的に約束が担保されにくいのではないかとの懸念が根強かっ

⁷⁵ 中国のガット/WTO加盟交渉については、伊藤信悟「中国のWTO加盟交渉・史上最長の「マラソン交渉」・」(日本貿易振興会アジア経済研究所『アジ研ワールド・トレンド』第7巻第5号、通巻68号、2001年5月、3~5頁)を参照。

⁷⁶ 中国政府がガットへの参加形態として新規加入ではなく「復帰」を主張した背景は、以下の通りである。1949 年 4 月にガットが発行した際、中華民国はその原締約国であった。1949 年 10 月に中華人民共和国が建国されたが、中国政府はガットを帝国主義による搾取の道具であると認識していたことなどから、ガット原締約国としての地位を中国国民党率いる「中華民国」から奪取すると主張しなかった。また、西側諸国も冷戦下ゆえに中華人民共和国を国家として承認していなかった。しかし、台湾に逃れた中国国民党は、米国などから「中国大陸を実効支配していないため、ガットの義務を履行できない」と指摘されたことを受けて、1950 年にガットを脱退している。

¹⁹⁸⁰年代に入り、改革開放路線を採用した中国政府は、ガットへの参加を希望するようになり、中国の主権を代表しない中国国民党によるガット脱退は、国際法上違法であり、無効であると主張した。そして、中国政府は、「凍結」されていたガットとの権利・宜無関係を回復させ、「復帰」(1947年ガット第26条)という形で、ガットに参加申請を提出したのである。しかし、実際には、社会主義制度を採用している中国と、資本主義体制を前提としているガットの規定との乖離が大きく、また、中国分裂前の中華民国がガットに対して約束していた諸義務を、中国自体が履行することが難しかった(「グランドファーザリング」。そのため、実際には、1947年ガット第33条の「新規加入」という手続が採用された。なお、中国のガットへの参加形態を「復帰」とするか「新規加入」にするかという問題は、1995年1月にWTOが発足し、WTO/ガットの並存期間とされた1995年末を迎えたことで、解消されている。

たことも、交渉を長引かせる要因となった。

22 /_____

年月	出来事				
中華民国のガ	中華民国のガット加盟・脱退				
1949年4月	中華民国、臨時適用議定書に署名し、同年5月にガット締約国に。				
1950年5月	「中華民国」、ガット脱退。				
中国のガット	中国のガット加盟に向けた準備段階				
1980年8月	月 中国、国際貿易組織臨時委員会執行委員会に出席。				
1982年9月	中国、ガットオブザーバー申請。				
12月	国務院、ガットへの参加を批准。				
1984年1月	中国、国際繊維貿易協定(MFA)の正式メンバーとなる。				
1985年11月	1985 年 11 月 ガット理事会、中国に理事会のオブザーバーの地位を付与。				
中国のガット加盟申請と中国の貿易制度の評価段階					
1986年7月	中国、ガット締約国の地位回復の形でのガット参加申請を正式に提出。				
1987年3月	ガット、中国加盟問題作業部会を設置。				
1988年9月	第5回作業部会で、中国の貿易制度に対する基本的質疑が終了し、評価段階へ。				
1989年4月	第7回作業部会で、中国の貿易制度の評価終了。				
ガット加盟交流	步低迷期 				
1989年6月	天安門事件。				
12月	第9回作業部会で、中国の貿易制度の再審議に逆戻り。				
1991年10月	李鵬総理、ガット事務局長、締約国にガット復帰の意思を示す書簡を送付。				
ガット加盟議定書審議段階とガット「復帰」の挫折					
1992年1月	鄧小平、「南巡講和」で改革開放の加速を表明。				
2月	第 10 回作業部会で、加盟議定書の審議段階に入る。				
1994年1月	李鵬総理、中国をWTO原加盟国とするようガット事務局長、締約国に書簡で要請。				
11月	ジュネーブで市場アクセス、議定書について交渉するもまとまらず。				
1995年1月	WTO発足				
11月	中国、目標の期限までにガットに「復帰」できず、WTO 加盟交渉に切り替え。				
WTO加盟交渉段階					
1997年9月	日中間で、モノ分野での二国間交渉妥結。				
1994年4月	朱鎔基首相、訪米するも、米との加盟交渉決裂。				
5月	ベオグラードの中国大使館爆破事件で、米・EUとの交渉中断。				
7月	日中間で、包括的な二国間交渉妥結。				
9月	米中二国間交渉再開				
11 月	米中二国間交渉妥結。				
2000年5月	E U・中二国間交渉妥結				
10月	米国の対中最恵国待遇恒久化法案が条件付きで成立				
2001年1月					
6月	米中、EU・中が二国間交渉結果の不透明部分について合意。作業部会再開。				
9月	メキシコとの二国間交渉妥結、作業部会第 18 回会議で加盟議定書・作業部会報告書採択				
	WTO閣僚会議、中国の加盟議定書を採択。				
	12月 中国の加盟議定書が発効し、中国がWTOメンバーに。				

(資料)各種資料により作成。

第三に、中国経済が改革開放以降、高成長を遂げ、中国の市場としての魅力が高まったことから、他のメンバーが中国に対してより厳しい市場開放要求を突きつけるようになった。その一方で、中国側は、急激な市場開放によるダメージを少なくするために、「発展途上国」待遇での加盟を要求したため、他のメンバーと中国との間で意見調整がなかなかつかなかった。

第四に、中国に対する外交カードとして、米国政府などが中国のガット/WTO加盟交渉を利用しようとしたことも、中国の加盟を遅らせる一因となった(例えば、1989年6月の「天安門事件」など)。

他方、台湾当局がガットに加盟を申請したのは、1990年1月である(図表21)。台湾の加盟が早期に妥結されなかった理由は、すぐれて政治問題にある。中台間の主権をめぐる対立がそれである。

台湾当局が「中華民国」という名義でガットに加盟を申請した場合、中国側の激しい反発を招くだけでなく、「中華民国」を承認するガット締約国が少なく、加盟申請が受理されない可能性があった。そこで、台湾当局は、1990年1月に「台湾・澎湖・金門・馬祖独立関税地域」(Separate Custom Territories of Taiwan, Penghu, Kinmen, and Matsu)の名義でガットへの加盟を申請した。

しかし、それだけでは、問題は解決しなかった。中国政府は、中国の加盟後、台湾の加盟を中国政府が「スポンサー」となってガットに申請するべきであると主張した(1947年ガット第 26 条第 5 項(c)の「主権国家がスポンサーになる形での独立関税地域の加入」に基づく台湾の加入)。それに対して、台湾側は、中国の加盟審議と台湾の加盟審議は分離すべきであり、加盟の方法も「新規加入」のプロセスを採用すべきだと主張した(1947年ガット第33条に基づく台湾の加入)77。

このように中台間の政治対立が原因で、台湾の加盟申請の受理が遅れた。 この問題に一応の結論が出されたのが、1992 年 9 月のことである。ガットー 般理事会のズッチ議長は、台湾のガット加盟問題に関し、 中国と台湾の加 盟作業部会は独立した形で設立するが、 加盟の順序については中国を優先

"Taiwan's Application to the GATT: A New Urgency With the Conclusion of the Uruguay Round', The Indiana University School of Law", *Indiana Journal of Global Legal Studies*, Vol. 2, Issue 1, Fall 1999 に詳しい。

⁷⁷ 中国・台湾のガット加盟申請に関するガット条文上の扱いの問題は、Susanna Chan,

させるという「コンセンサス」が形成されたことをステートメントの形で発表した⁷⁸。その結果、中国がガット/WTOに加盟しなければ、台湾も加盟できなくなった。つまり、台湾のガット/WTO加盟は、中国の加盟と「一蓮托生」の関係になったのである。

23 /

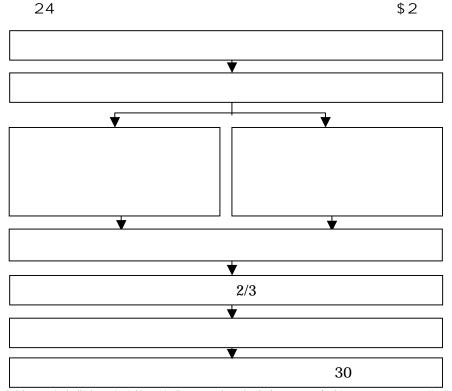
年月	出来事
1948年4月	中華民国、ガット暫定適用議定書に署名。
5月	中華民国、ガットの原加盟国に。
1950年5月	「中華民国」、ガット脱退。
1965年3月	「中華民国」、オブザーバーとしてガットに参加。
1971年10月	台湾が国連の議席を失ったのに伴い、ガットのオブザーバー資格も失う。
1987年12月	台湾当局、外交部、経済部、農委会で構成されるガット専案小組設立。
1988年12月	専案小組、ガット復帰評価報告を完成。
1990年1月	台湾当局、「台湾、澎湖、金門、馬祖独立関税地区」の名義でガット加盟を申請。
1991年7月	米国上院が中国への最恵国待遇付与法案を否決した際、米ブッシュ大統領、台湾のガッ
	ト加盟支持を打ち出し、上院と政治取引。
11 月	ECの政治協力理事会が、台湾のガット加盟支持を決議。
1992年9月	ガット理事会が台湾のガット加盟申請を受理。同時に、中国の加盟を台湾の加盟に先行
	させることが決まった。この時、台湾、ガットのオブザーバー資格を取得。
11 月	台湾加盟に関する第1回作業部会(WP)開催。
1994年12月	台湾WP、台湾の貿易制度審査を終了。加盟議定書・WP報告作成段階へ。
1995年2月	南アフリカとの合意署名(台湾との二国間交渉、最初の署名国)。
12 月	ガット・WTO並存期間の終了を目前に控え、台湾当局、ガット加盟申請をWTO加盟
	申請に切り替え。
1997年1月	日本との合意署名。
7月	香港との合意。
1998年8月	米国との合意署名。
1999年1月	EUとの合意署名。
6月	カナダとの合意署名
2000年4月	ペルー、ブラジルとの合意署名
2001年11月	WTO閣僚会議、台湾の加盟議定書を採択
2002年1月	台湾の加盟議定書が発効し、台湾がWTOのメンバーに

(資料)經濟部國際貿易局『我與WTO各會員簽署雙邊協議之時間表』2000年 11月 24日、同『我國加入WTO之進展』2001年7月 27日、劉光渓『中国与"経済聯合国"-従復関到"入世"』中国対外経済貿易出版社、1998年、33頁などにより作成。

⁷⁸ ただし、一部のガット締約国は、この方針に反対したことも付言されており、完全なコンセンサスではないが、その後、基本的に、このステートメントに基づいて、台湾の加盟問題は処理されている。

台湾のガット/WTO加盟審議は、比較的順調に進み、作業部会での多国間交渉も 1999 年の段階で実質的に終了していたが、中国のWTO加盟が上述のように遅れたため、台湾はWTOに加盟するためには、中国の加盟交渉の終結を待たなければならなかった。

しかし、中国のWTO加盟交渉は、1999年に入り、日本や米国との二国間交渉が妥結したことで、加速した。2000年5月には、EU・中国間の二国間交渉が妥結した。残された実質的なハードルは、メキシコとの二国間交渉、作業部会での多国間交渉、WTO一般理事会での加盟議定書の採択である(図表24)。



(資料)通商産業省通商政策局編『不公正貿易報告書』1999年版、370頁により作成。

メキシコとの二国間交渉は 2001 年 9 月 13 日には妥結し、作業部会での多国間交渉も、今年 5 月に米中、E U・中国間の二国間交渉で不明確であった合意内容が明確化されたことで、9 月には終結した。そして、11 月にカター

ルのドー八で開催されたWTO閣僚会議で、中国の加盟議定書が採択され、12月11日にそれが発効したことにより、中国は宿願のWTO加盟を果たした。

また、台湾も 11 月の閣僚会議で中国に続いて加盟議定書が採択され、2002 年1月1日にWTOの 144 番目のメンバーとなった。

《両岸経済関係の発展推進の基本原則》

1.台湾優先

政府は積極的に国内の投資環境を改善すべきであり、かつ、台湾経済の自主的な発展を保持するという前提の下、両岸経済関係の良性な相互連繋の道を開く。

2. グローバルな布陣

台湾がグローバルな経済システムのなかでキーとなる地位を確保し、両岸経済 関係をグローバルな発展戦略の一環として位置づける。「グローバルな布陣、戦 略的な開放」政策によって、自由化・国際化を引き続き推し進め、台湾の競争 上の優位性を高める。

3. 互恵·"Win-Win"

政府は、「互恵的な協力・"Win-Win"という関係の創造」という基礎の下、積極的に両岸経済関係の正常化を推進すべきである。

4.リスク管理

政府は、両岸経済関係について国家の安全を考慮すべきである。かつ、両岸経済関係が国内の総体的な経済・社会・政治という各方面に対する影響について、 正確な情報の提供、評価、有効な管理をすべきである。

《各議題に関するコンセンサスの内容》

1.積極的に両岸経済関係・投資を開放

大陸投資に対する「戒急用忍」政策は、「グローバルな布陣・戦略的な開放」という原則を堅持し、「積極開放・有効管理」に改め、関連の方策を検討・制定する。

- (1)産・官・学で構成される専門のタスクフォースを組成し、定期的に大陸投資 規制を緩和する産業・製品を検討する。
 - ・国内の産業競争力の向上、企業のグローバルなオペレーション管理能力の 向上に資するものについては、規制を緩和することができる。
 - ・国内に、もはや発展の余地はなく、大陸投資の方法によってしか生存・発 展の道がないものについては、規制を設けない。
 - ・大陸投資によって中核的な技術が移転あるいは失われる可能性がある少数 のものについては、慎重に評価すべきである。
- (2)大陸投資の資金規制を緩和し、かつ、リスク管理メカニズムを構築する。
 - ・大陸投資資金の調達源を多様化することで、国内資金の供給不足を回避する。
 - ・上場・店頭企業およびその他の各企業に対する大陸投資累計金額上限規制 といった関連規制の緩和を検討する。
 - ・投資額が 5000 万米ドル以上の案件については、専門の審査メカニズムを構築する。
 - ・大陸投資に対する動態的な調節メカニズムを構築し、大陸投資全体のリスクを引き下げる。
- (3)大陸投資の財務諸表審査メカニズムを改善し、情報の透明化を強化する。

- (4)関連する一連の措置および投資の安全を保障するという前提の下、企業の大陸直接投資を開放する。
- (5)大陸投資政策の調整と合わせて、批准を受けずに大陸投資に投資をした企業が報告し、登記をすることを認める。
- (6)在大陸の台湾企業に対する補助システムを強化し、台湾企業の投資リスク低減を積極的に協力・支援する。
- (7)両岸投資保障協定および両岸租税協定の締結を推進する。

2.両岸の資金移動に対する柔軟なメカニズムを構築

- (1)健全な資金環流メカニズム
 - ・OBUを海外および大陸の台湾企業の資金調達センターに発展するよう注力する。さらにOBUの開放によって、大陸地区の金融機関と直接送金業務が行なえるようにする。
 - ・また、直接送金業務の推進について企画する。外為指定銀行と大陸地区の 金融機関との間の直接送金業務について評価・企画する。
 - ・企業が大陸投資で得た利潤を台湾に送金するよう促し、かつ、台湾企業の 大陸からの撤退を支援する。
 - (a)企業が大陸の資金を台湾に送金し、循環的に運用できるようにする。
 - (b)大陸投資で上げた利潤に対する二重課税問題をできる限り早く解決する。
- (2)国際的な慣例に基づいて、台湾の金融サービス業者が大陸地区に赴き、業務・投資を行なったり、支店あるいは子会社を設立したりすることを徐々に開放する。
- (3)大陸資本の台湾への流入を徐々に開放する。
 - ・大陸資本による台湾での土地及び不動産に対する投資を開放する。
 - ・WTO加盟に合わせて、大陸資本が台湾で事業のための投資を行なうことを開放する。
 - ・大陸資本が台湾で証券投資を行なうことを徐々に開放し、QFII (Qualified Foreign Institutional Investors) 制度により大陸資本に対して有効な管理を行なう。
- (4)オフショア資本市場の設置についての評価を行なう。
 - ・国際的な規範に基づいて、台湾内の市場と分離したオフショア資本市場を 企画・設置する。
 - ・大陸の台湾企業を含む海外の企業を誘致し、オフショア資本市場で上場したり、米ドル建て債券を発行したりさせる。

3. W T O 加盟と両岸「三通」

- (1)WTO加盟の進捗状況に合わせて、両岸の直接貿易および直接郵便・通信といった業務を開放する。また、大陸が貿易障壁を削減することを考慮し、適度に大陸製品の輸入を拡大する。同時に、「両岸経済貿易安全事前警告制度」を企画・設立し、これに関わる国家の安全および産業リスクといった事柄を処理する。
- (2)積極的に両岸の「通航」を推進する。
 - ・両岸の「通航」に関する事柄を総体的に企画し、かつ、両岸の協議を通じて、着実に推進する。

- ・両岸で「通航」協議に署名する前に、過渡的措置を採用し、両岸間接貿易 による不便を少なくする。具体的な措置は以下の通り。
 - (a)「オフショアトランスシップメントセンター」の機能と範囲を拡大し、 貨物の通関を認める。
 - (b)民間運送業者と大陸との間で通航面での業務協力について話し合いを することを認める。
- 4.積極的に大陸住民の台湾での観光を推進する。
 - (1)国家の安全を考慮するという前提の下、大陸地区住民の台湾での観光を開放する。
 - ・総量規制の方法を採り、関連する管理措置を完全に整備する。具体的には、 開放人数の分配および管理、受け入れる旅行者の資格条件および負うべき 責任、大陸からの旅客の資格条件および申請審査プロセス、「団体での入出 境」による受け入れ方式など。
 - ・安全に関わる事項の通報および緊急事故の処理メカニズムを建設する。
 - (2)実施方法
 - ・関連する問題と実施時期について大陸と協議する。
 - ・必要な場合には、実験的な方法をまず採用する。

5. 両岸協議問題

できる限り早く政府が与野党のコンセンサスを取りまとめ、「92 年のコンセンサス」をめぐる意見の違いを解消し、中華民国憲法の両岸関係に関する位置づけに基づいて政治的な争議を脇におき、できる限り早く「三通」およびその他の人民の福祉に関わる議題について大陸側と協議することを建議する(「92 年のコンセンサス問題に関し、本委員会議の異なる意見は付表の通り」)。

(注)付表は省略。

(資料)經濟發展諮詢委員會議『兩岸組總結報告』2001年8月26日。

- 天児慧・石原亨一・朱建栄・辻康吾・菱田雅晴・村田雄二郎編『岩波現代中 国事典』岩波書店、1999 年
- 伊藤信悟「両岸経済関係の深化の中で」(井上隆一郎・藤原弘編著『驀進する 台湾企業 - 大陸シフトでIT不況克服へ - 』財団法人交流境界、 2001 年 11 月)
 - 「中台関係の中期展望と対中戦略提言」(茅原郁生編著『中国は何処 に向かう?』蒼蒼社、2001年)
 - 「中国のWTO加盟交渉 史上最長の「マラソン交渉」 」(日本貿易振興会アジア経済研究所『アジ研ワールド・トレンド』第7巻第5号、通巻68号、2001年5月、3~5頁)
 - 「中台WTO加盟による中台経済交流の構造変化」(財団法人外国為替貿易研究会『国際金融』第1060号、2001年2月15日号、56~61頁)
 - 「中台WTO加盟で加速するIT分野の中台経済交流」(日本貿易振興会『ジェトロセンサー』2001年2月、26~30頁)
 - 「中国WTO加盟が中国経済に与える影響」(財団法人外国為替貿易研究会『国際金融』第 1043 号、2000 年 4 月 1 日号、42~47 頁)「中国・台湾のWTO加盟と両岸関係の将来」(財団法人国際貿易投資研究所『近年の両岸情勢 中国・台湾経済関係の現状と課題 』2000 年 3 月)
 - 「台湾の対中経済関係の行方」(富士総合研究所『調査・研究資料』 1996年2月)
- 海老名誠・伊藤信悟・馬成三『WTO加盟で中国経済が変わる』東洋経済新 報社、2000 年
- 外務省経済局監修『世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定』財 団法人日本国際問題研究所、1995 年
- 外務省経済局国際機関第一課『解説WTO協定』財団法人日本国際問題研究 所、1996 年
- 桑田良望『外資系企業に対する中国の外貨管理』2001年版、富士総合研究所、 2001年5月

- 経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書』2001 年版、財団法人経済産業調査会出版部、2001 年
- 台湾経済部投資業務處・野村総合研究所『台湾投資通信』Vol.61、2000 年 9 月
 - 『「在台日本企業の事業活動に関わるアンケート調査」集計結果』 2000年7月
- 財団法人交流協会『1998 年在台日系企業活動実態調査』1999 年 3 月
- 堤雅彦「進む域内経済統合と中国のWTO加盟-CGEモデルを活用したシナリオ分析-」(日本経済研究センター『JCER DISCUSSION PAPER』No. 60、2000年4月)
- 日本経済研究センター・鮫島敬治編『中国WTO加盟の衝撃』日本経済新聞 社、2001 年
- 富士総合研究所・中国社会科学院台湾研究所『中台経済関係の進展と将来展望 ~ 日本に対する影響~』2001 年 3 月
- 劉進慶「中台両岸の政策面からみた経済交流」(財団法人国際貿易投資研究所 『近年の両岸情勢 - 中国・台湾経済関係の現状と課題 - 』2000 年、 85~98 頁)
- T C A 対日輸出促進センター http://www.ippc.com.tw/
- 経済部投資業務處・野村総合研究所台北支店ジャパンデスク http://www.japandesk.com.tw/

*台湾発刊

- 蔡明宏「加入WTO兩岸經貿關係及架構之影響」(『投資中國月刊』第71期、 2000年1月)
- 財團法人海峽交流基金會『兩岸經貿』各期
- 曾怡禎「龍戰於野的保險業」(臺灣經濟研究院『台灣經濟研究月刊』第 23 卷 第 2 期(總號 266)、2001 年 2 月、38~42 頁)
- 馮美珍「開拓疆土的證券業」(臺灣經濟研究院『台灣經濟研究月刊』第 23 卷 第 2 期(總號 266)、2001 年 2 月、29~32 頁)
- 華英惠『迎接WTO時代』聯經出版事業公司、2001年
- 經濟部工業局『兩岸産業分工政策執行成效評估』1997年6月
- 經濟部工業局『台灣製造業升級情勢與策略規劃兩岸產品競合及依賴監視指標之研究』2001 年 12 月

- 經濟部工業局・中華經濟研究院『兩岸加入世界貿易組織(WTO)後的産業 互動及調整』1999年6月
- 經濟部國際貿易局『我國加入世界貿易組織(WTO)之影響評估 對外國産生經濟部國際貿易局『我國加入世界貿易組織(WTO)之影響評估 對外國産生經濟部國際貿效益之分析』1999 年 6 月
- 經濟部統計處『中華民國·臺灣地區製造業對外投資實況調査報告 中華民國八十九年調査』2001年2月
- 經濟部投資審議委員會『僑外投資事業營運状況調査及對我國經濟發展貢獻(民國八十八年)』2001年12月
- 經濟發展諮詢委員會議『兩岸組總結報告』2001年8月26日
- 劉慶瑞『外商投資台灣大解構』先知文化、2002年
- 劉仁傑『日本企業的兩岸投資策略』聯経出版事業公司、1996 年 「台灣日系企業的發展與轉型之探討」(中華民國管理科學學會『管理 學報』第17巻、第4期、2000年12月、695~711頁)
- 劉仁傑編著『日系企業在台灣』遠流出版公司、2001年
- 林政牧「我國加入世界貿易組織的回顧與展望」(臺灣經濟研究院『台灣經濟研究月刊』第23卷第2期(總號266)、2001年2月、13~17頁)
- 邱湘靈「操練體質的銀行業」(臺灣經濟研究院『台灣經濟研究月刊』第 23 卷 第 2 期(總號 266)、2001 年 2 月、33~37 頁)
- 史惠慈『解除大陸物品進口管制對兩岸貿易的衝擊』中華經濟研究院、1999 年 10 月
- 石之瑜「評估「戒急用忍為餌以開放三通為鉤」的WTO政策」(『投資中國月刊 別 第 71 期、2000 年 1 月)
- 行政院大陸委員會・經濟部・財政部・行政院經濟建設委員會・行政院農業委員會・行政院勞動委員會・中央銀行『落實大陸投資「積極開放・有效管理」政策説明』2001 年 11 月 7 日
 - 『落實大陸投資「積極開放・有效管理」執行計劃』2001 年 11 月 7 日
- 行政院大陸委員會・經濟部・行政院經濟建設委員會・行政院農業委員會及各有關機關『加入WTO兩岸經貿政策調整執行計畫』2002 年 1 月 16 日
- 行政院大陸委員會『兩岸「小三通」推動方案及執行計畫』2001 年 12 月 26 日
 - 『試辦金門馬祖與大陸地區通航法令參考資料彙編』2002 年 1 月 10 日

行政院經濟建設委員會『加入WTO對我國産業影響評估及因應對策總報告』 2000 年 12 月

楊聰權『國際/兩岸貿易與OBU運用節税規劃』宇信國際管理顧問、1998 年 11 月

楊崇正「境外航運中心開放加工 利多!」(『投資中國月刊』第 95 期、2002年1月)

「WTO兩岸入會與直接三通有關問題」(『投資中國月刊』第 71 期、 2000 年 1 月)

呉志文「汰弱濟強的製造業」(臺灣經濟研究院『台灣經濟研究月刊』第 23 卷 第 2 期(總號 266)、2001 年 2 月、24~28 頁)

鄭貞茂「加入WTO對我國總體經濟之影響」(臺灣經濟研究院『台灣經濟研究 月刊』第 23 卷第 2 期(總號 266)、2001 年 2 月、14~23 頁)

佐藤幸人「多層經濟發展中的日本・台灣及中國大陸之間的投資關係:事例研究」(行政院大陸委員會・中華經濟研究院『民國 84/85 年兩岸經濟情勢分析』1997年6月、214~233頁)

財政部 http://www.mof.gov.tw/

財政部金融局 http://www.boma.gov.tw/

大陸台商經貿網 http://www.chinabiz.org.tw/

交通部 http://www.motc.gov.tw/

經濟部 http://www.moea.gov.tw/

經濟都國際貿易局 http://www.moeaboft.gov.tw/

經濟部投資業務處 http://www.idic.gov.tw/

經濟部投資審議委員會 http://www.moeaic.gov.tw/

内政部 http://www.noi.gov.tw/

全國法規資料庫 http://law.moj.gov.tw/

行政院 http://www.ey.gov.tw/

行政院大陸委員會 http://www.mac.gov.tw/

行政院經濟建設委員會 http://www.cepd.gov.tw/

行政院主計處 http://www.dgbasey.gov.tw/

中時電子報 http://www.chinatimes.com.tw/

*中国発刊

劉光渓『中国与"経済聯合国"-従復関到"入世"』中国対外経済貿易出版社、 1998 年

- Susanna Chan, "Taiwan's Application to the GATT: A New Urgency With the Conclusion of the Uruguay Round", *The Indiana University School of Law, Indiana Journal of Global Legal Studies*, Vol. 2, Issue 1, Fall 1999
- Tsai Hung-ming, "The Cross-strait Economy after WTO", $\it Exchange$, No.53, Oct.2000
- World Trade Organization, *China's accession to the WTO and its* relationship to the Chinese Taipei accession and to Hong Kong, China's membership, May 1999
- World Trade Organization http://www.wto.org/

2002年2月発行

調査研究部 主事研究員 伊藤信悟(在台湾) 研究リポート 電話 +886-2-2586-5000(EXT.877)

C 富士総合研究所 2002 無断転載を禁ず